

# 第1期西之表市地域福祉計画

令和6年度～令和11年度  
(2024年度～2029年度)

第1期成年後見制度利用促進計画  
第1期再犯防止推進計画

～きづく・つながる～互いを思いやる心がつくる安心のまち



厚生労働省「地域共生社会のポータルサイト」より

鹿児島県 西之表市

**第 1 期西之表市地域福祉計画**  
令和 6 年度～令和 11 年度（2024～2029 年度）

—目 次—

**第 1 章 計画の策定にあたって**

(1) 計画策定の趣旨	1
(2) 計画策定の背景（地域福祉をとりまく環境変化）	3
(3) 地域福祉のめざす姿	4
(4) 計画の位置づけ	5
①法的根拠	
②他計画との関連	
(5) 計画の期間	7
(6) 計画の策定体制	8
(7) 地域福祉推進における活動地域の考え方（地域福祉に関する圏域の設定）	9
(8) 地域福祉を推進するための役割（個人・地域・行政それぞれの役割）	9

**第 2 章 本市の現状と課題**

(1) 人口及び世帯数等の推移（年齢 3 区分別人口・世帯数、自然動態と社会動態）	10
(2) 高齢者の状況（高齢化率、高齢者世帯数、要介護（要支援）認定者数）	12
(3) 障がい者の状況（障がい者手帳保持者、障がい福祉サービス利用者数）	14
(4) 子ども・子育て世帯の状況（年代別児童数、保育施設等園児数、ひとり親世帯）	15
(5) 生活困窮者等の状況（生活保護受給者数、生活困窮者自立支援相談件数）	17
(6) 各種相談の状況（市民相談、法律相談、消費生活相談、高齢者相談等）	18
(7) 地域福祉に関する意識調査（市民アンケート等）の結果	19
(8) 意識調査の結果等から見えてきた地域福祉に関する本市の課題	25

**第 3 章 計画の基本的な考え方**

(1) 計画策定の視点	26
(2) 基本理念 『～きづく・つながる～互いを思いやる心がつくる安心のまち』	27
(3) 基本目標	28
(4) 施策体系	29

**第 4 章 施策の展開**

<b>基本目標 1</b> 「助けて」と言い合える社会をつくる	30
基本施策① 地域福祉を担う人づくりと「お互いさま」の意識づくり	
基本施策② 誰もが自分らしく参加できる活動・交流の場づくり	
基本施策③ 見守り合いと助け合いで孤立させない地域づくり	
<b>基本目標 2</b> 必要な人に必要な支援を届ける	38
基本施策④ 多様な福祉サービスの提供	
基本施策⑤ 安全で暮らしやすい生活環境の整備	
<b>基本目標 3</b> 人と人、人と支援をつなげる仕組みをつくる	43
基本施策⑥ きめ細かくわかりやすい情報提供	
基本施策⑦ 誰でも受け入れる包括的な相談支援	
基本施策⑧ 多様な主体による連携支援のためのネットワークづくり	

<b>第5章 成年後見制度の利用促進</b>	<b>【成年後見制度利用促進計画】</b>	
(1) 計画の概要		47
①計画策定の背景と趣旨		
②計画の位置づけと期間		
(2) 成年後見制度に関する現状と課題		48
(3) 成年後見制度の利用促進に向けた取組		49
<b>第6章 再犯防止の推進</b>	<b>【再犯防止推進計画】</b>	
(1) 計画の概要		51
①計画策定の背景と趣旨		
②計画の位置づけと期間		
(2) 再犯防止に関する現状と課題		52
(3) 再犯防止推進の取組		55
<b>第7章 計画の推進体制</b>		
(1) 関係機関との連携		56
(2) P D C A サイクルに基づく進行管理		56
<b>資料編</b>		
(1) 地域福祉計画策定の経過		57
(2) 地域福祉計画策定懇話会及び策定検討部会設置要綱		58
(3) 用語解説		61

■「障がい」の表記について

本計画では、「障害者」等の「害」の字の表記について、「害」という否定的なイメージに配慮し、可能な限り平仮名で表記しています。ただし、国の法令や地方公共団体などの条例・規則等に基づく法律用語や施設名等の固有名詞、医学・学術用語等については、これまで通り「害」の字を使用しています。このため、本計画では「がい」と「害」の字が混在する表現になっています。

## はじめに

近年、我が国では、少子高齢化が急速に進行し、世帯構成の変化やライフスタイル等の多様化により、住民同士のつながりの希薄化や社会的孤立が憂慮されるなど、社会全体が大きな転換期を迎えています。

また、高齢・障がい・子ども・生活困窮など複数の分野にわたる課題に加え、個別の福祉制度のみでは解決が困難な、制度の狭間に陥る課題の顕在化など、人々が暮らしていくうえでの生活課題は複雑多様化しており、制度の枠を超えた包括的な支援が求められています。

こうした様々な地域福祉ニーズに対応していくためには、地域に暮らすすべての人々が、それぞれ役割を持ちながら支え合い、その人らしい自立した暮らしや生きがいを共に創っていく「地域共生社会」の実現に向けた取組が必要です。

都市部に比べるとまだ住民同士のつながりや支え合いといった互助力が保たれている本市ではありますが、高齢化や人口減少はさらに進むことが見込まれており、地域福祉の担い手不足が深刻な課題でもあります。

こうしたなかで、改めて、地域の「つながり」や人と人との「支え合い」について、地域住民や関係機関、行政が共に考え、見つめ直し、西之表市らしい支え合いの仕組みを再構築していくため、本市において初めてとなる「第1期地域福祉計画」を策定しました。

本計画は、高齢者や障がい者、子ども・子育て家庭、生活困窮者等の個別分野にとらわれない総合的な視点で地域課題を捉え解決を図る「社会福祉の総合計画」として位置づけるとともに、地域福祉と関連のある「成年後見制度利用促進計画」及び「再犯防止推進計画」も盛り込み、分野横断的な施策展開を図ることとしています。

今後、本計画の基本理念である「～きづく・つながる～互いを思いやる心がつくる安心のまち」を目指し、市民の皆様や地域で活動される関係団体、関係機関の皆様との連携・協働のもと、力を合わせ取り組んでまいりますので、御理解と御協力をお願いいたします。

結びに、本計画の策定にあたり、貴重な御意見を賜りました「地域福祉計画策定懇話会」委員の皆様、並びにアンケート調査に御協力いただきました多くの市民の皆様、関係機関・団体の皆様に対し、心から感謝を申し上げます。

令和5年12月



西之表市長 八板 俊輔

# 第 1 章 計画の策定にあたって

## (1) 計画策定の趣旨

「地域福祉の推進」の概念は、平成 12(2000)年の社会福祉法改正により提示され、地域福祉を推進するための計画として法第 107 条に市町村地域福祉計画の規定が設けられました。

その後、生活困窮者自立支援法や子ども・子育て支援法の施行のほか、介護保険法、障害者総合支援法、児童福祉法等関連法の改正も行われ、社会福祉をとりまく環境は大きく変化してきています。

国においては、平成 28(2016)年 6 月に「ニッポン一億総活躍プラン」が閣議決定され、国民の誰もが役割を持ち、活躍できる地域共生社会の実現を掲げ、社会福祉制度・分野ごとの「縦割り」では解決できない課題（複合的課題、制度の狭間など）や社会的孤立・社会的排除へ対応できるよう、地域の「つながり」や持続可能な地域づくりへ向けた基本方針が打ち出されました。

また、令和 3(2021)年 4 月施行の改正社会福祉法では、相談支援、参加支援、地域づくりに向けた支援を一体的に実施し、複合的な課題の解決に向けた取組として「重層的支援体制整備事業」が創設され、庁内の関係部局と一層の連携を図るとともに、福祉制度を活用した包括的な支援体制を作り上げていくことが求められました。

こうした国の動向も踏まえ、本市においても顕在化しつつある、地域住民の複合的な生活課題の解決に向けて、地域住民、福祉等の関係者・関係機関、行政が一体となって地域福祉を推進するため、「西之表市地域福祉計画」を策定します。



■地域福祉に関する国の主な動き

時期	法改正等の動き
平成 29 年度 (2017 年度)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）の一部改正（「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」（平成 29 年法律第 52 号））に伴い、「社会福祉法に基づく市町村における包括的な支援体制の整備に関する指針」公表・「地域共生社会の実現に向けた地域福祉の推進について」を通知（12 月）、市町村地域福祉計画の策定ガイドラインが示される</li> <li>・ 成年後見制度の利用の促進に関する法律（平成 28 年法律第 29 号）に基づく「成年後見制度利用促進基本計画」を閣議決定（3 月）</li> <li>・ 「再犯の防止等の推進に関する法律」（平成 28 年法律第 104 号）において策定に努めることとされる「地方再犯防止推進計画」を閣議決定（12 月）</li> </ul>
平成 30 年度 (2018 年度)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 改正社会福祉法施行（4 月） 市町村地域福祉計画策定の努力義務化、計画に盛り込むべき事項の追加（法第 107 条）</li> </ul>
令和元年度 (2019 年度)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地域共生社会に向けた包括的支援と多様な参加・協働の推進に関する検討会」（地域共生社会推進検討会）設置</li> </ul>
令和 2 年度 (2020 年度)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律（令和 2 年法律第 52 号）」の公布（6 月）</li> </ul>
令和 3 年度 (2021 年度)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 改正社会福祉法施行（4 月） ①相談支援、②参加支援、③地域づくりに向けた支援を一体的に実施する「重層的支援体制整備事業」を創設</li> <li>・ 「第 2 期成年後見制度利用促進基本計画」を閣議決定(令和 4 年 3 月)</li> </ul>
令和 4 年度 (2022 年度)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 困難な問題を抱える女性への支援に関する法律(令和 4 年法律第 52 号)成立(令和 4 年 5 月公布、令和 6 年 4 月施行)</li> <li>・ 「第 2 次再犯防止推進計画」を閣議決定(令和 5 年 3 月)</li> </ul>
令和 5 年度 (2023 年度)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 孤独・孤立対策推進法(令和 5 年法律第 45 号)成立(令和 5 年 6 月公布、令和 6 年 4 月施行)</li> <li>・ 共生社会の実現を推進するための認知症基本法（令和 5 年法律第 65 号）成立（令和 5 年 6 月公布、公布日から 1 年以内施行）</li> <li>・ 性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律（令和 5 年法律第 68 号）成立(令和 5 年 6 月公布、施行)</li> </ul>

## (2) 計画策定の背景(地域福祉をとりまく環境変化)

### ①複雑多様化する複合的課題の顕在化

高齢者のみの世帯や単身世帯、ひとり親世帯の増加、社会的孤立などの影響により、人々が暮らしていくうえでの課題は、様々な分野の課題が絡み合って「複雑多様化」し、また、個人や世帯において複数の分野にまたがる課題を抱えるなど「複合化」しています。

さらに、少子高齢や人口減少といった社会構造の変化などを背景として、地域・家庭・職場といった生活の様々な場において、支え合いの基盤が弱まってきています。

こうした状況の中で、生活に困難を抱えながらも誰にも相談できない、あるいは、適切な支援に結びつかないことなどにより、課題が深刻化しているケースも増えつつあります。

### ②地域共生社会の実現

このような人々の暮らしの変化や社会構造の変化を踏まえ、国においては、人々が様々な生活課題を抱えながらも、住み慣れた地域で自分らしく暮らしていけるよう、地域住民等が支え合い、一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともにつくっていくことのできる「地域共生社会の実現」を目指して、「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部を設置し、各自治体における包括的な支援体制の整備を求めています。

具体的には、高齢者、障がい者、子ども、生活困窮者など、対象者ごとの縦割りから脱却し、分野を超えた横断的な支援体制を構築すること、地域住民や地域の多様な主体が「受け手」だけでなく、「支え手」となり、我が事として自立や支え合いを推進する機運の醸成を求めるものです。

### ③価値観の多様化による新たな社会課題への対応

頻発する自然災害や新型コロナウイルス感染症への対応は、環境問題や安心・安全意識の高まり、人々の行動様式の変化等、様々な影響を及ぼしています。

また SNS 等の普及により、あらゆる人の様々な意見が発信され多様性として受け入れられる一方で、相互監視による非難や自分と違った意見の排除といった不寛容さも見え隠れし、社会的孤立・孤独の要因ともなっています。こうした価値観の多様化による新たな課題への取組を通して、地域社会における「つながり」の再構築が求められています。



### (3) 地域福祉をめざす姿

#### －自助・互助・共助・公助で進める地域福祉－

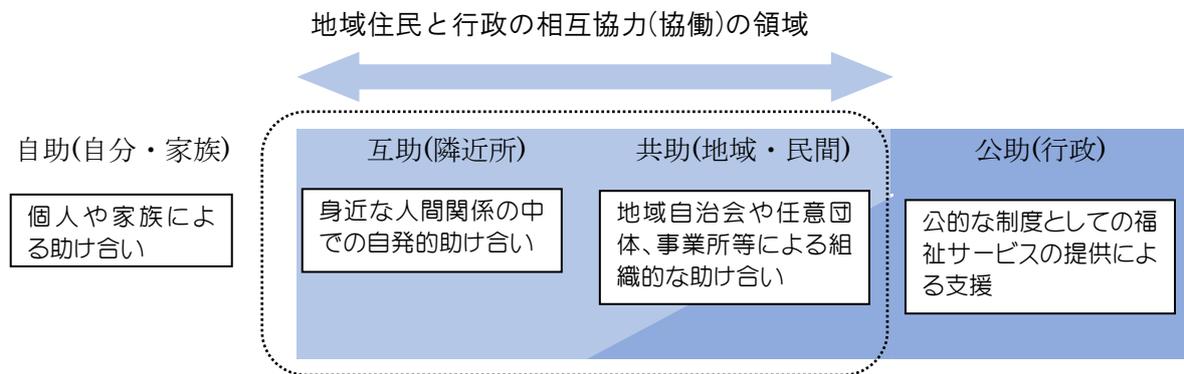
地域福祉とは、子どもから高齢者まで、障がいのある人もない人も、誰もが住み慣れた地域の中で自分らしくいきいきと暮らしていくために、それぞれが役割を持ち、支え合いながら、安心して自立した生活が送れるようにするための取組のことをいいます。

地域で安心して生活していくためには、地域に住むすべての人が生活しやすい地域社会をつくる必要があります。行政などによるサービスの提供だけではなく、地域の人たちがお互いに助け合い、支え合うことが大切になります。

地域福祉の推進のためには、様々な生活課題について、住民一人ひとりの力(自助)、近隣での助け合い(互助)、住民組織やボランティア活動、社会保険制度(共助)、公的な制度による支援(公助)の連携によって解決していこうとする取組が必要です。

本市においても、自助・互助・共助・公助がバランスよく役割分担しながら、市民一人ひとりの尊厳が守られた「自分らしい暮らし」を実現するため、地域福祉を推進していくものとします。

#### ■自助・互助・共助・公助の関係性



【自助】自分自身や家族で解決することを考え対応すること

【互助】隣近所の手助けなど、身近な人間関係の中で助け合うこと

【共助】地域活動やボランティアなど地域の中での助け合いや、社会保険や民間のサービス利用により対応すること

【公助】「自助」「互助」「共助」では解決できない課題に対して、行政等が行う公的制度や福祉サービスで対応すること

## (4) 計画の位置づけ

### ①法的根拠

本計画は、社会福祉法第 107 条に規定する市町村地域福祉計画であり、法に規定されるとおり、「地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項」を記載する上位計画として位置づけられ、関連分野の個別計画の施策を推進する上での共通理念を示すものです。

また、成年後見制度の利用の促進に関する法律第 14 条に基づく「成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画」及び、再犯の防止等の推進に関する法律第 8 条に基づく「再犯の防止等に関する施策の推進に関する計画」については、地域において人々が安心して暮らすという点で、地域福祉との関連があり、国のガイドラインにおいても、「地域福祉として一体的に展開することが望ましい分野」と示されていることから、本計画に盛り込むこととします。

#### <市町村地域福祉計画の策定ガイドライン>（抜粋）

福祉に関する計画はもとより、関係する他の計画（例えば、成年後見制度利用促進法に規定される市町村計画、住宅セーフティネット法による供給促進計画、自殺対策基本法に規定される市町村自殺対策計画、再犯防止推進法に規定される地方再犯防止推進計画、災害対策基本法に規定される市町村地域防災計画等）の策定の際には、地域福祉として一体的に展開することが望ましい分野については、地域福祉計画にも位置づけるなど地域福祉計画を積極的に活用していくことも考えられる。

### ②他計画との関連

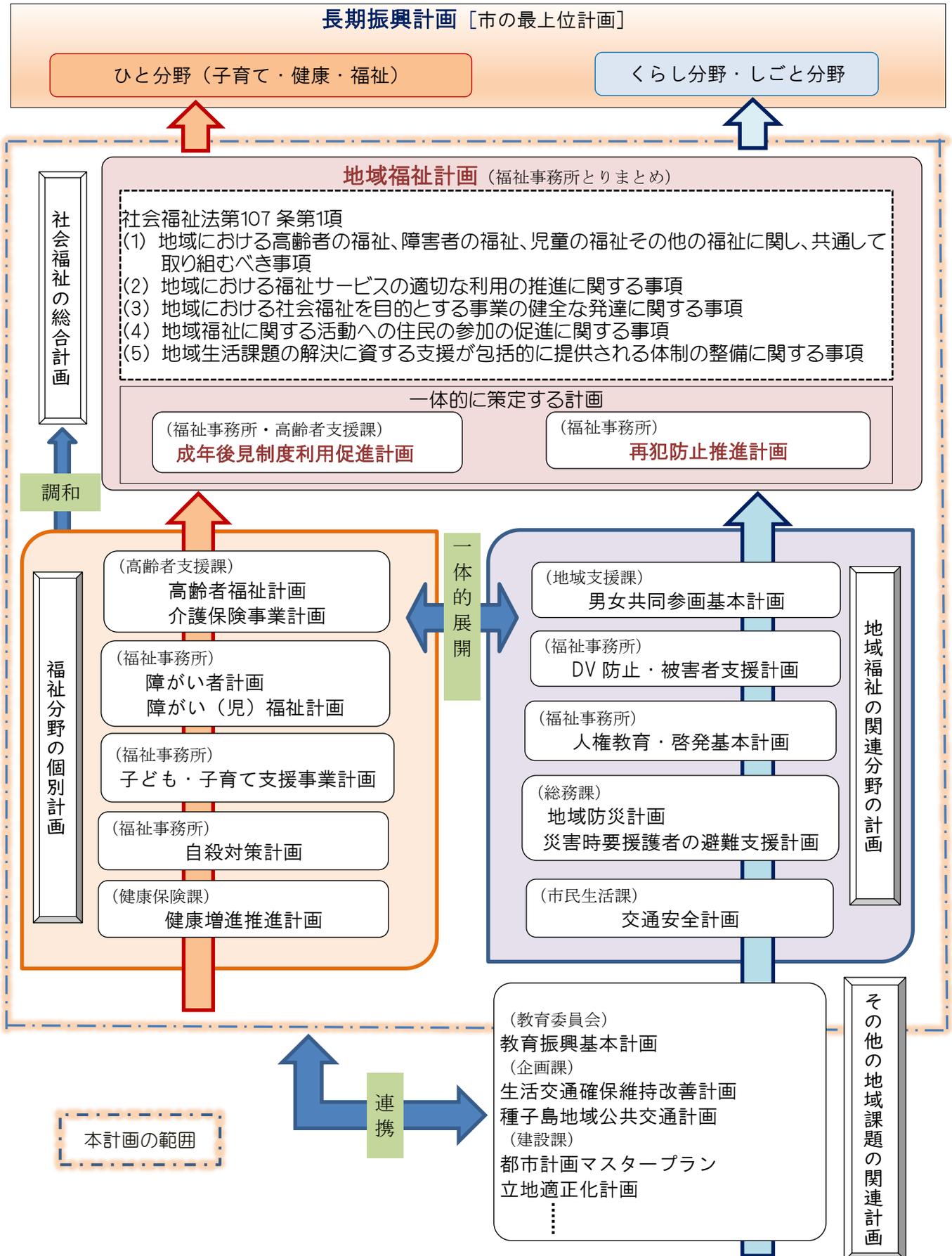
#### ■市総合計画との関連

本計画は、将来における本市のあるべき姿と進むべき方向性について、市政運営を総合的かつ計画的に進めていく上での最上位計画である「第 6 次長期振興計画」に即した計画とし、長期振興計画の基本理念や「ひと分野」の施策と地域住民の福祉ニーズをつなぐ役割をもつものとしします。

#### ■社会福祉の総合計画としての位置づけ

地域福祉計画は、高齢者、障がい者、子ども、生活困窮者等の個別分野にとらわれない総合的な視点で地域の課題をとらえ、解決を図る計画であることから、既存の個別計画の目標や方向性を共有するものとして位置づけ、新たな課題や対象分野が重なる複合的な課題については、その取組の方向性を本計画に包含して記載することで、地域福祉計画を「社会福祉の総合計画」として位置づけることとします。

地域福祉計画と各計画の関連



## (5) 計画の期間

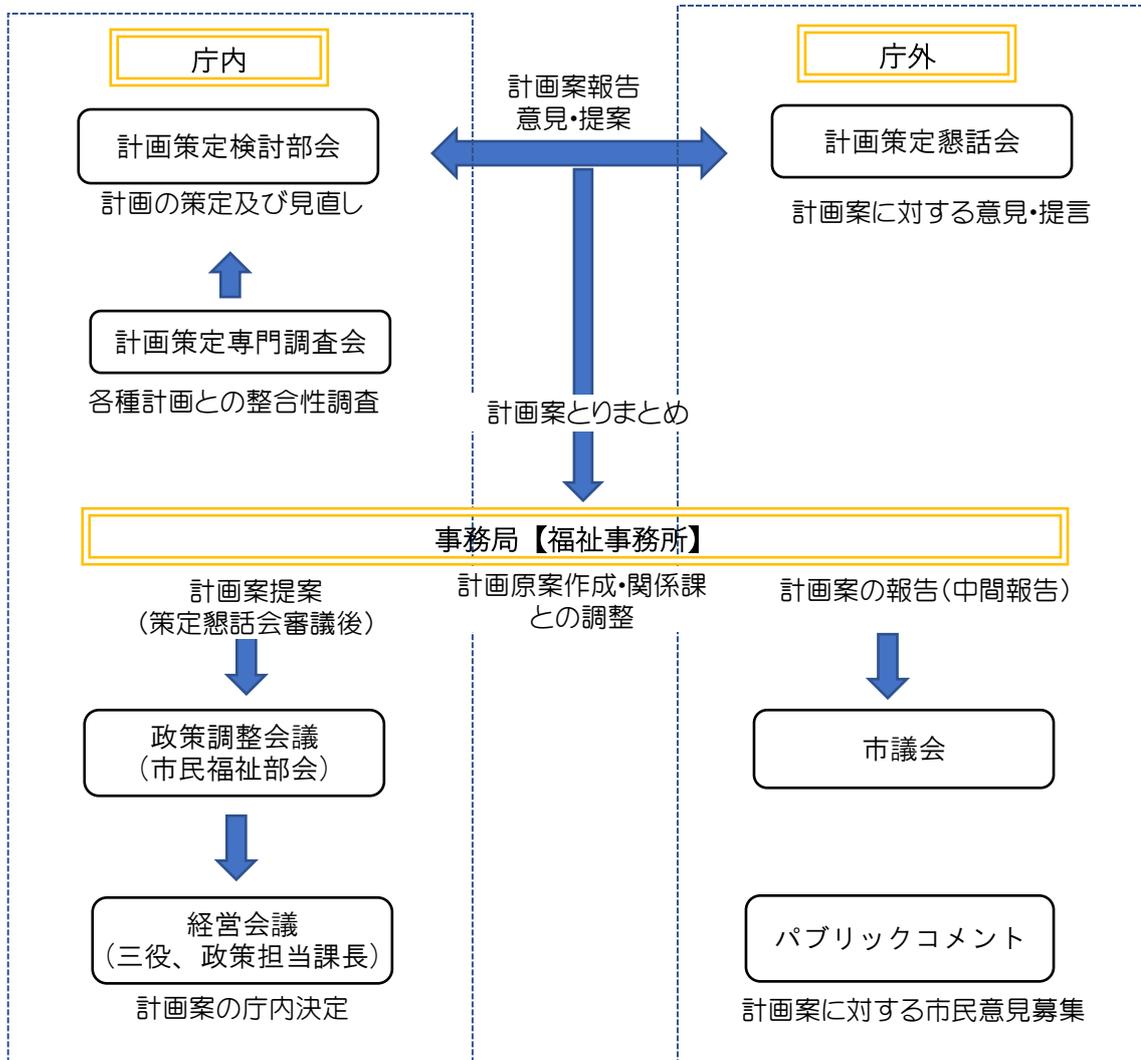
計画の期間は、令和 6(2024)年度から令和 11(2029)年度までの 6 年間とします。

なお、計画期間中であっても、社会情勢の変化や関係法令の改正等を踏まえ、必要に応じて見直しを検討します。

計画名	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11
長期振興計画 (基本構想)	第 6 次計画 (H30～R7)							第 7 次計画 (R8～R15)				
長期振興計画 (基本計画)	第 6 次前期計画 (H30～R3)				第 6 次後期計画 (R4～R7)			第 7 次前期計画 (R8～R11)				
地域福祉計画 成年後見制度利用促 進計画							第 1 期計画 (R6～R11)					
再犯防止推進計画												
高齢者福祉計画 介護保険事業計画	第 7 期計画 (H30～R2)			第 8 期計画 (R3～R5)			第 9 期計画 (R6～R8)		第 10 期計画 (R9～R11)			
障がい者計画	第 3 期計画 (H30～R5)						第 4 期計画 (R6～R11)					
障がい福祉計画	第 5 期計画 (H30～R2)			第 6 期計画 (R3～R5)			第 7 期計画 (R6～R8)		第 8 期計画 (R9～R11)			
障がい児福祉計画	第 1 期計画 (H30～R2)			第 2 期計画 (R3～R5)			第 3 期計画 (R6～R8)		第 4 期計画 (R9～R11)			
子ども・子育て支援 事業計画	第 1 期 (H27～R1)		第 2 期計画 (R2～R6)				第 3 期計画 (R7～R11)					
自殺対策計画			第 1 期計画 (R2～R6)				第 2 期計画 (R7～R11)					
健康増進推進計画	第 1 期計画 (H27～R6)							第 2 期計画 (R7～ )				

## (6) 計画の策定体制

本計画の策定にあたっては、学識経験者や関係団体等によって構成される西之表市地域福祉計画策定懇話会、庁内の関係各課によって構成される西之表市地域福祉計画策定検討部会及び専門調査会を中心に、計画案についての審議・意見交換を行いました。  
また、市民参画の機会として市民アンケートやパブリックコメントを実施しました。

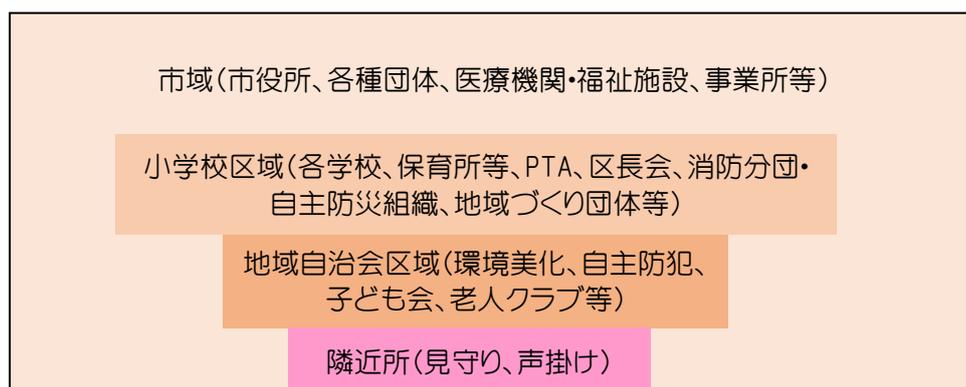


## (7) 地域福祉推進における活動地域の考え方

(地域福祉に関する圏域の設定)

地域福祉の効果的な推進のためには、専門性の高い総合的・広域的な福祉サービスの提供を行う市全体エリアの大きな圏域から、隣近所や地域での見守り活動等といった、自治会・校区単位の住民に身近な圏域まで、各圏域に応じた推進体制を整備する必要があります。

本市では、各個別計画に基づき様々な圏域で福祉に関する活動が行われています。地域福祉計画では、基本的な圏域として、市域、小学校区域、地域自治会区域に区分し、各圏域の実情に応じた活動ができるよう、相互に連携しながら取組を進めていきます。



## (8) 地域福祉を推進するための役割

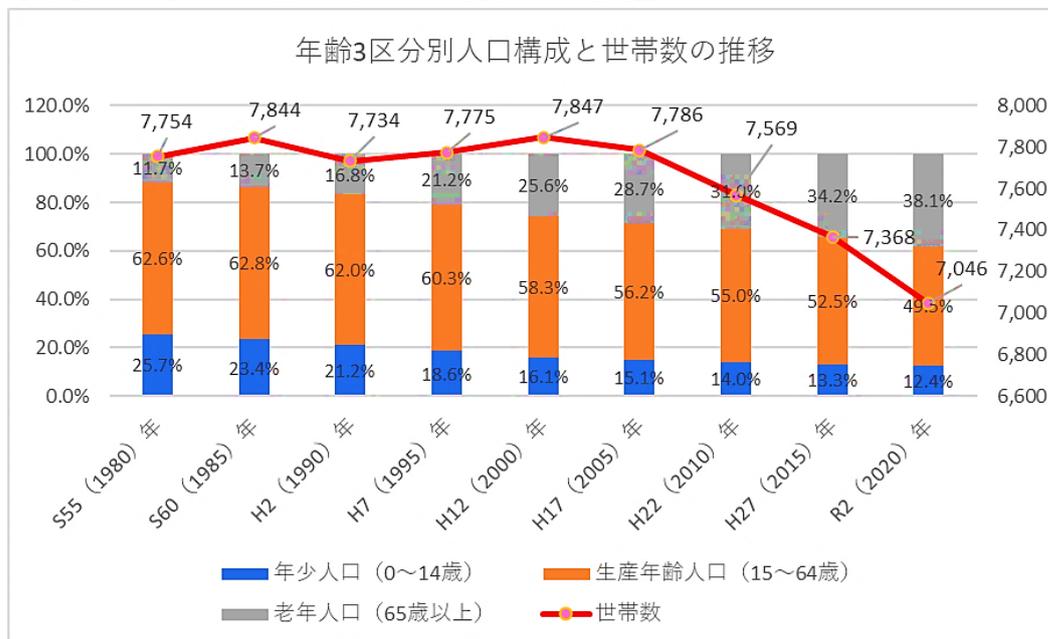
地域福祉を推進するために、下記のとおり、「個人」「地域」「行政」が、それぞれの役割を担いながら、一体となって地域福祉の推進に努めることとします。

個人	<ul style="list-style-type: none"><li>・地域に暮らす一人ひとりが、地域課題を自分事として捉え、課題の解決に向けて主体的に取り組むことが必要です。</li><li>・日常的な見守り、声掛けや地域行事への参画など、地域との関係を構築・維持するために行動することが求められます。</li></ul>
地域	<ul style="list-style-type: none"><li>・地域には様々な人が暮らしており、誰もが自分らしく地域の中で生活できるよう理解し受け入れることが重要です。</li><li>・近年は地域住民の課題の複雑化・複合化も進んでいることから、日頃から地域活動等を通じて顔の見える関係づくりに取り組み、支援を必要とする人の把握と関係機関へのつなぎを早い段階で行うことが求められます。</li><li>・また、地域住民のニーズや困りごとで、地域の互助で対応できるものについては、主体的に課題解決に取り組むよう努める必要があります。</li></ul>
行政	<ul style="list-style-type: none"><li>・地域住民の課題の複雑化・複合化に伴い、既存の福祉施策では対応できないケースが顕在化する中で、地域活動やボランティア活動を支援しながら、新たな施策立案を検討するなど、総合的に地域福祉を推進していくことが求められます。</li><li>・また、福祉以外の分野との連携や産官学連携など、多様な主体の強みを生かしながら、新たな課題へも柔軟に対応していく必要があります。</li></ul>

## 第2章 本市の現状と課題

### (1) 人口及び世帯数等の推移

●年齢3区分別人口構成と世帯数の推移（国勢調査）



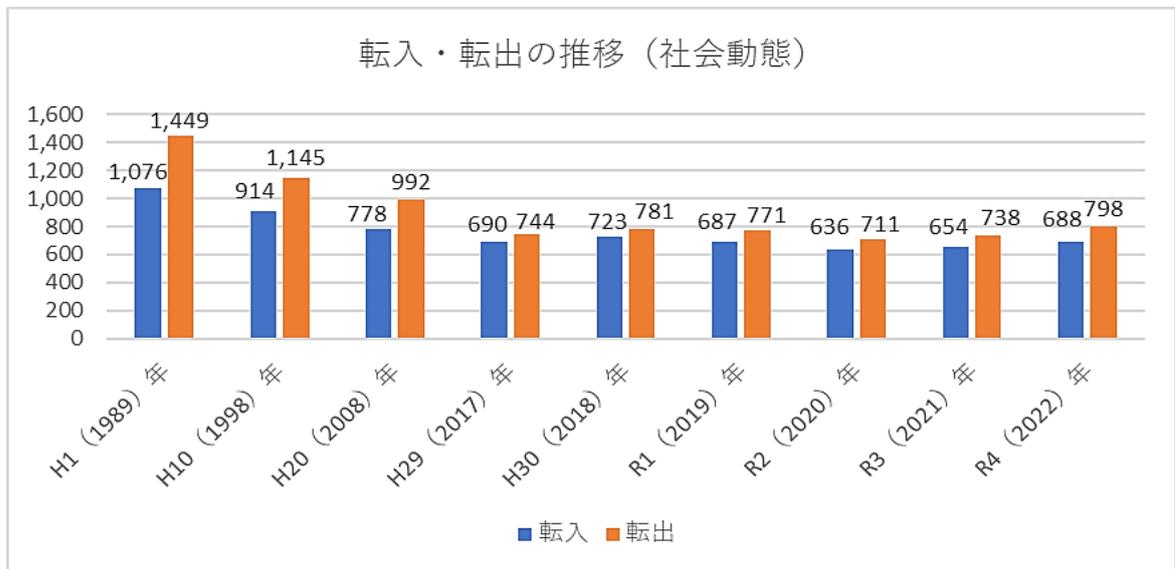
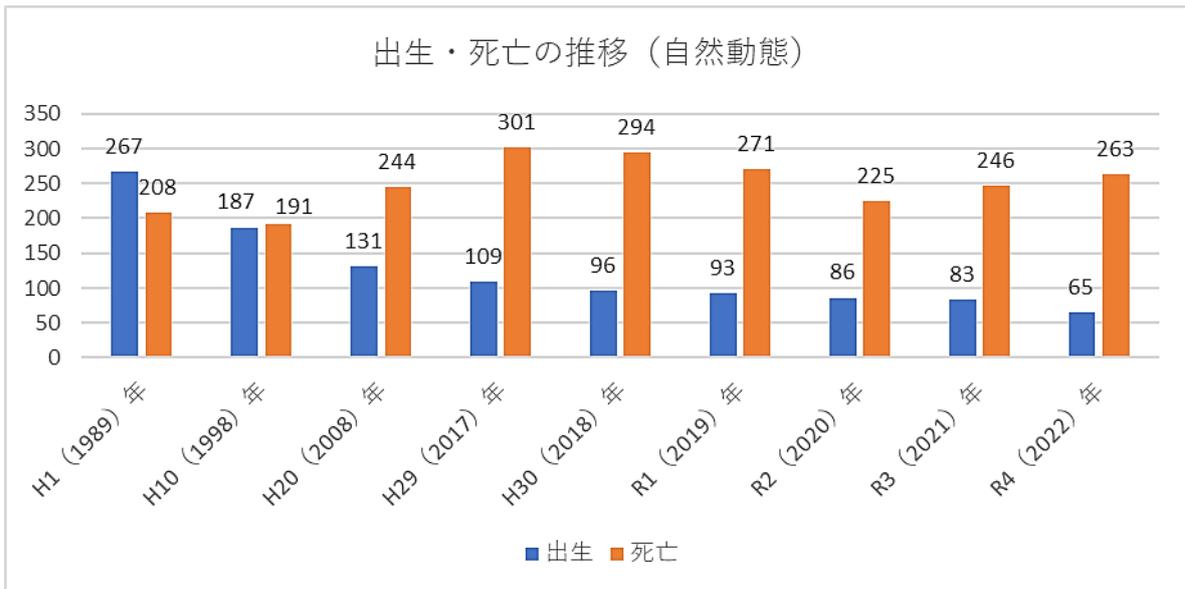
区分	S55 (1980) 年	S60 (1985) 年	H2 (1990) 年	H7 (1995) 年	H12 (2000) 年	H17 (2005) 年	H22 (2010) 年	H27 (2015) 年	R2 (2020) 年
年少人口 (0~14歳)	6,038	5,320	4,442	3,677	3,028	2,740	2,379	2,116	1,820
生産年齢人口 (15~64歳)	14,743	14,256	12,997	11,944	11,002	10,230	9,316	8,382	7,287
老年人口 (65歳以上)	2,756	3,116	3,513	4,201	4,836	5,227	5,254	5,465	5,601
総人口	23,537	22,692	20,952	19,822	18,866	18,198	16,951	15,967	14,708
世帯数	7,754	7,844	7,734	7,775	7,847	7,786	7,569	7,368	7,046

※総人口は年齢不詳を含むため年齢区分別人口の合計と一致しない場合がある。

- ・総人口は、40年間で8,829人（△37.5%）減少しています。
- ・この間の各年代区分別の増減は、年少人口は△4,218人（△69.9%）、生産年齢人口は△7,456人（△50.6%）、老年人口は+2,845人（+103.2%）となっており、年少人口と老年人口の割合が逆転し、さらに老年人口の割合は約3倍増加しています。



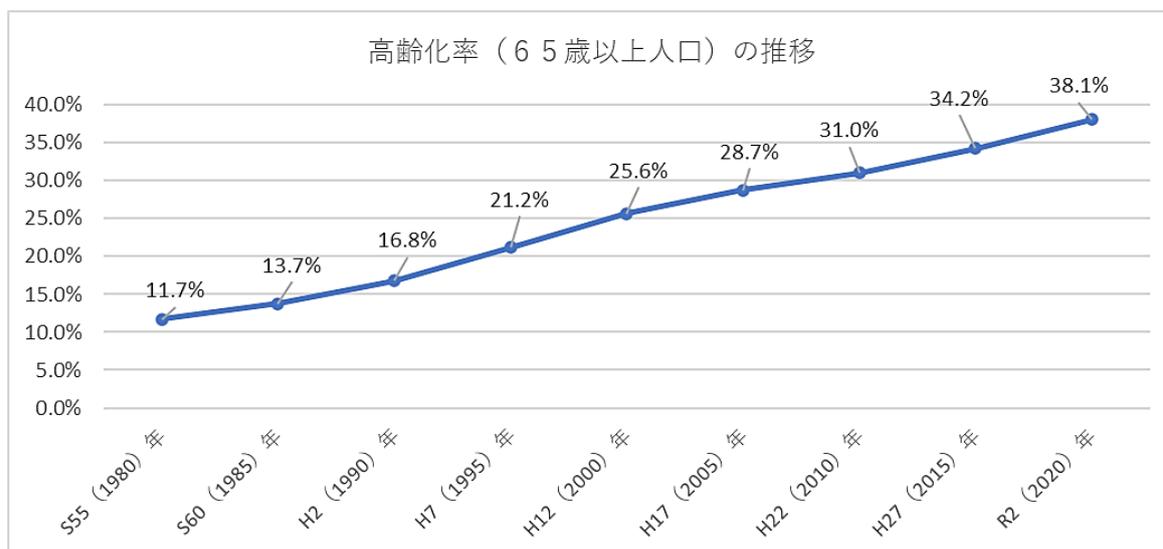
●自然動態（出生・死亡）と社会動態（転入・転出）の推移（住民基本台帳）



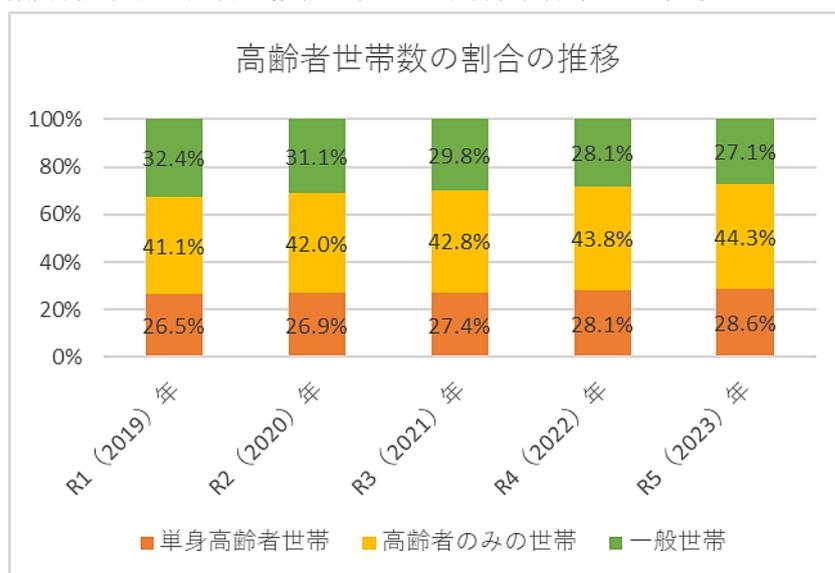
- ・年間の出生数は平成元(1989)年と令和元(2019)年と比較すると、30年間で174人(△65.1%)減少しています。さらに平成30(2018)年に年間100人を割り込んで以来、減少が続いています。
- ・転出・転入ともに減少傾向にあります。平成元(1989)年では転出入の増減幅が△370人だったのに対し、近年は100人程度に抑えられています。

## (2) 高齢者の状況

### ●高齢化率の推移（国勢調査）



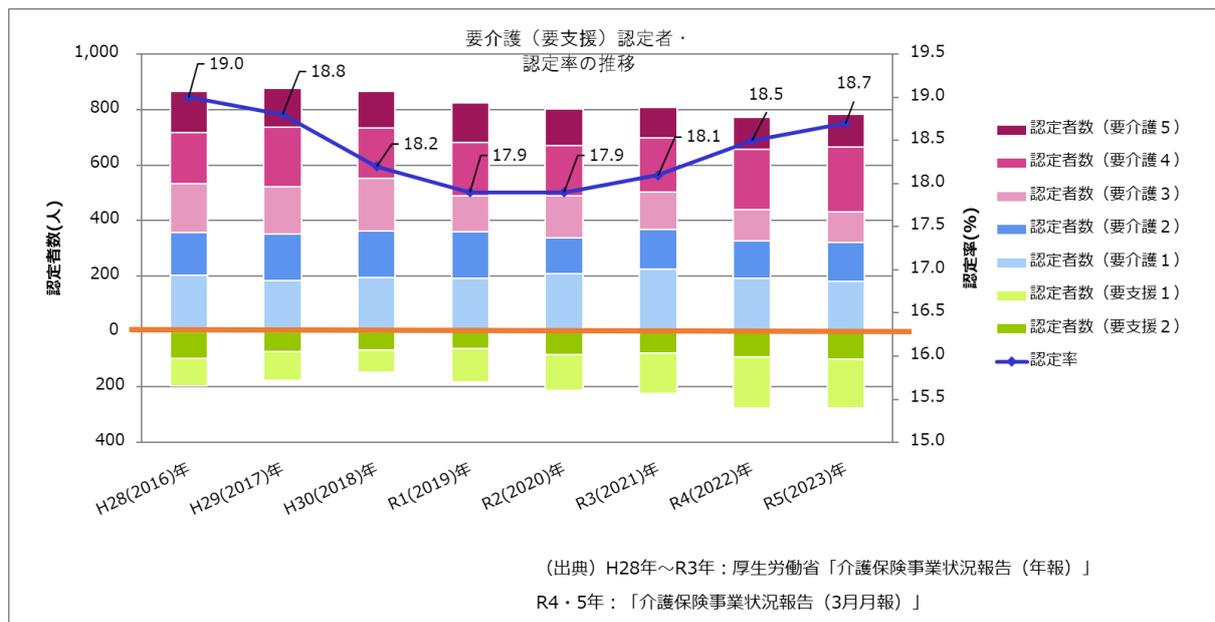
### ●高齢者世帯数の割合の推移（住民基本台帳/各年3月末時点）



世帯区分	R1 (2019) 年	R2 (2020) 年	R3 (2021) 年	R4 (2022) 年	R5 (2023) 年
単身高齢者世帯	2,099	2,118	2,139	2,172	2,201
高齢者のみの世帯	3,264	3,313	3,350	3,388	3,404
一般世帯	2,572	2,455	2,329	2,174	2,082
計（総世帯数）	7,935	7,886	7,818	7,734	7,687

・単身高齢者世帯、高齢者のみの世帯ともに、年々増加しており、令和5(2023)年3月末時点の総世帯数に占める割合は、単身及び高齢者のみの世帯あわせて72.9%となっています。

●要介護（要支援）認定者・認定率の推移  
 （厚生労働省「地域包括ケア「見える化」システム/各年3月末時点）



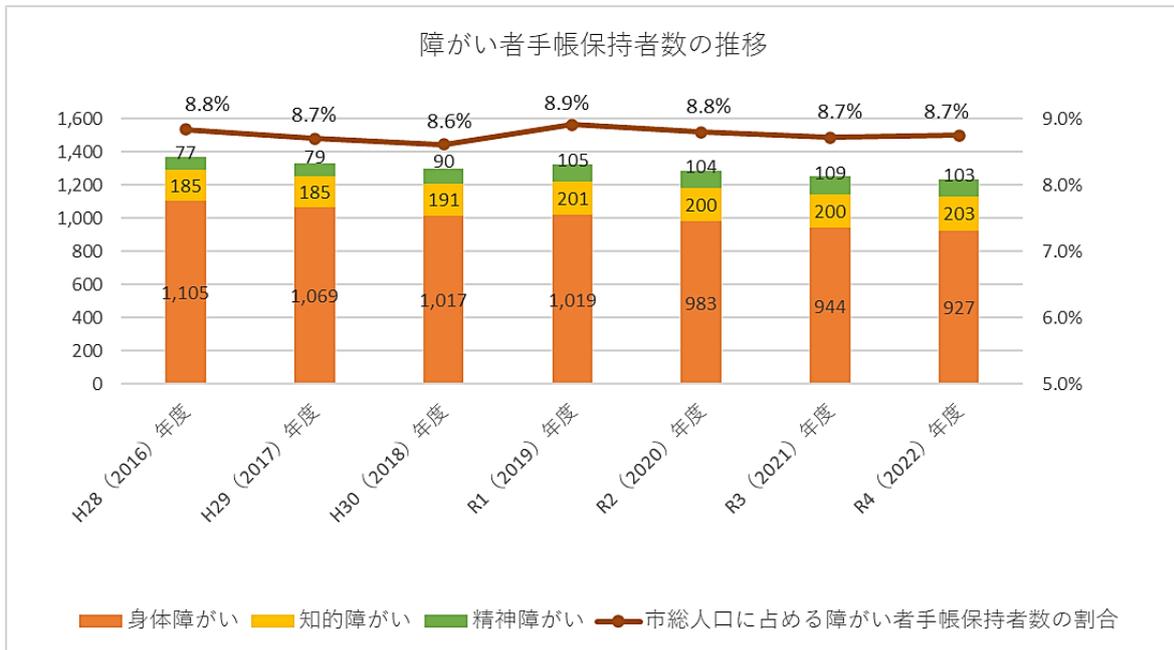
年	H28(2016)年	H29(2017)年	H30(2018)年	R1(2019)年	R2(2020)年	R3(2021)年	R4(2022)年	R5(2023)年
認定者数（人）	1,062	1,052	1,012	1,007	1,016	1,031	1,050	1,058
要支援1	101	103	78	120	129	147	184	174
要支援2	96	73	68	62	83	77	93	101
要介護1	202	184	195	193	208	225	193	182
要介護2	154	168	167	167	131	142	134	138
要介護3	178	169	190	129	151	136	112	111
要介護4	183	215	182	192	182	194	217	235
要介護5	148	140	132	144	132	110	117	117
認定率（%）（市）	19.0	18.8	18.2	17.9	17.9	18.1	18.5	18.7
認定率（%）（県）	20.2	19.9	19.8	19.8	19.6	19.4	19.2	19.0
認定率（%）（全国）	17.9	18.0	18.0	18.3	18.4	18.7	18.9	19.0

・要介護認定率は、平成 27(2015)年度の介護予防・日常生活支援総合事業開始以降、令和元(2019)年度まで減少傾向にありましたが、令和 3(2021)年度以降は再び増加傾向に転じています。近年は、特に要支援認定者数が増加傾向にあります。



### (3) 障がい者の状況

● 身体障がい者手帳・療育手帳・精神障がい者保健福祉手帳保持者数の推移  
(総合福祉システム/各年度末時点)



区分	H28 (2016) 年度	H29 (2017) 年度	H30 (2018) 年度	R1 (2019) 年度	R2 (2020) 年度	R3 (2021) 年度	R4 (2022) 年度
身体障がい	1,105	1,069	1,017	1,019	983	944	927
知的障がい	185	185	191	201	200	200	203
精神障がい	77	79	90	105	104	109	103
計	1,367	1,333	1,298	1,325	1,287	1,253	1,233
市人口	15,471	15,324	15,071	14,870	14,624	14,379	14,092
市総人口に占める障がい者手帳保持者数の割合	8.8%	8.7%	8.6%	8.9%	8.8%	8.7%	8.7%

・市総人口に占める障がい者手帳の保持者数は、8%台後半で推移しています。障がい区分別では、身体障がい者が減少傾向にあり、知的障がい、精神障がい者が微増傾向にあります。ただし、難病患者や発達障がいのある人等は手帳を有していない人もおり、その人たちも含めると、日常生活に支障があるような何らかの障がいを有する人はさらに多いと見込まれます。

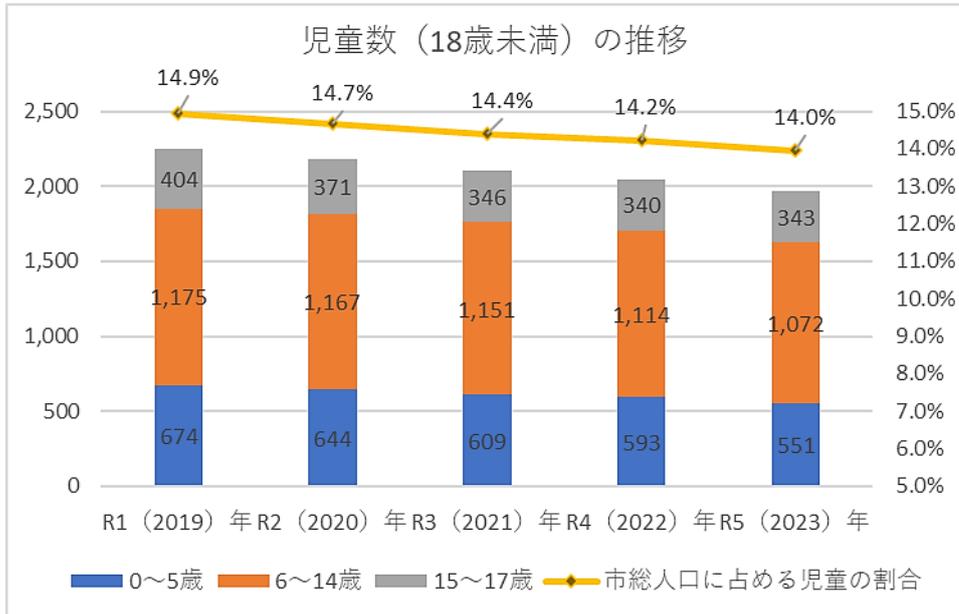
● 障がい福祉サービス利用者数（年間延べ数）の推移

区分	R1(2019)年度	R2(2020)年度	R3(2021)年度	R4(2022)年度
自立支援給付利用延べ人数【18歳以上】	5,516	5,820	6,040	6,160
障がい児給付利用延べ人数【18歳未満】	556	674	805	833
計	6,072	6,494	6,845	6,993

・障がい福祉サービスの利用者数は年々増加傾向にあります。特に障がい児のサービス利用が増えています。

## (4) 子ども・子育て世帯の状況

### ●年代別の児童数の推移（住民基本台帳/各年3月末時点）

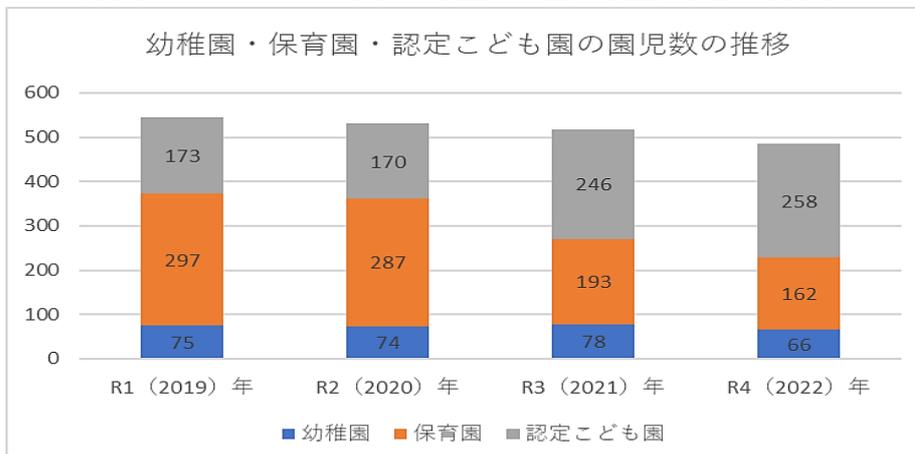


年齢区分	R1 (2019) 年	R2 (2020) 年	R3 (2021) 年	R4 (2022) 年	R5 (2023) 年
0～5歳	674	644	609	593	551
6～14歳	1,175	1,167	1,151	1,114	1,072
15～17歳	404	371	346	340	343
計	2,253	2,182	2,106	2,047	1,966
市人口	15,071	14,870	14,624	14,379	14,092
市総人口に占める児童の割合	14.9%	14.7%	14.4%	14.2%	14.0%

・就学前の0～5歳、小・中学生となる6～14歳、高校生となる15～17歳の年齢区別の児童数の推移をみると、どの年齢層でも年々減少傾向にあります。総人口に占める割合も減少していますが、総人口自体も減少しているため、5年間の減少幅は0.9%となっています。

### ●幼稚園・保育園・認定こども園の園児数の推移

（統計にしのおもて（学校基本調査・福祉事務所数値）/各年5月1日現在）



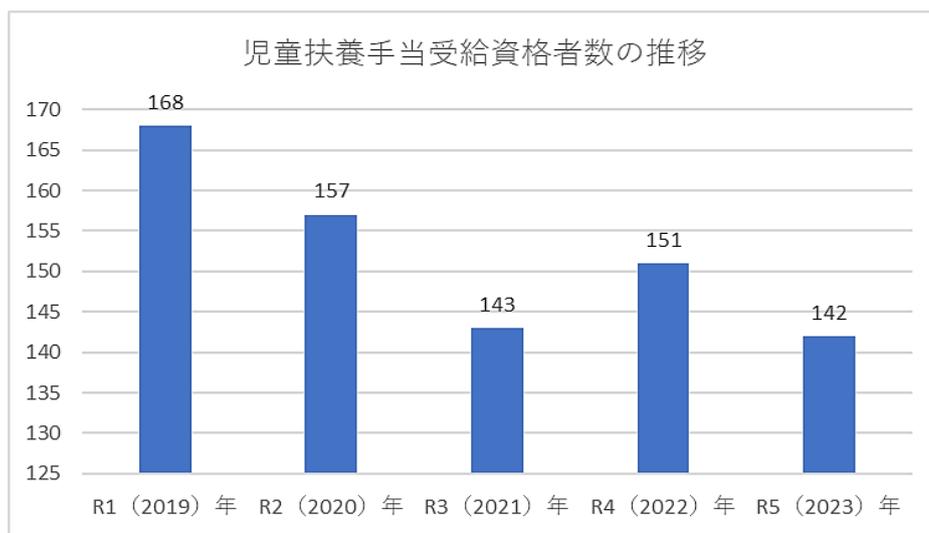
区分	R1(2019)年		R2(2020)年		R3(2021)年		R4(2022)年	
	施設数	園児数	施設数	園児数	施設数	園児数	施設数	園児数
幼稚園	2	75	2	74	2	78	2	66
保育園	6	297	6	287	5	193	4	162
認定こども園	2	173	2	170	3	246	4	258
計	10	545	10	531	10	517	10	486

・幼稚園、保育園、こども園の施設総数は変わりませんが、令和3・4(2021・2022)年度において、保育園から認定こども園に移行した施設が2か所(若宮、国上)あります。子ども全体の数が減っていることもあり、園児数は年々減少傾向にあります。

●児童扶養手当受給資格者数の推移(厚生労働省福祉行政報告例/各年3月末時点)

《児童扶養手当制度》

離婚によるひとり親世帯等、父又は母と生計を同じくしていない児童が育成される家庭の生活の安定と自立の促進に寄与するため、当該児童について手当を支給し、児童の福祉の増進を図るもの。

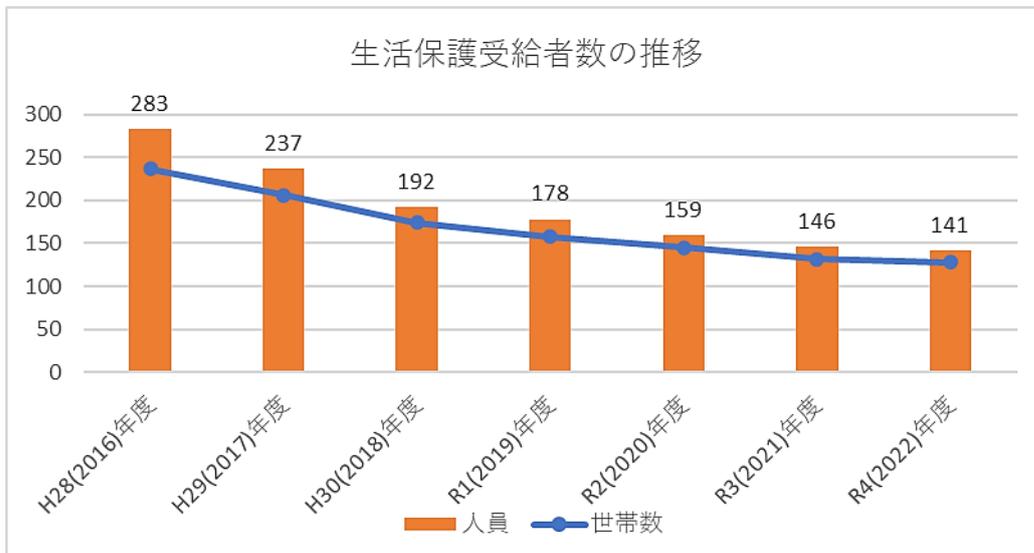


・ひとり親世帯の状況について、児童扶養手当の受給資格者数をみると、増減はあるものの概ね150~160人(世帯)で推移しています。



## (5) 生活困窮者等の状況

### ●生活保護受給者数の推移（統計にしのおもて/各年度末時点）



被保護	H28(2016)年度	H29(2017)年度	H30(2018)年度	R1(2019)年度	R2(2020)年度	R3(2021)年度	R4(2022)年度
世帯数	237	206	174	158	145	132	128
人員	283	237	192	178	159	146	141

・生活保護受給者は減少傾向にあり、平成28(2016)年度と令和4(2022)年度を比較すると約半減しています。一方で、現時点で困窮はしてなくても、将来的な生活への不安から生活保護制度全般についての説明を聞きたいといった相談は増加傾向にあります。

### ●くらしサポートセンター利用件数（生活困窮者自立支援事業/年間延べ件数）

相談内容	R1(2019)年度	R2(2020)年度	R3(2021)年度	R4(2022)年度
就労	9	3	8	2
収入・生活費	8	20	63	20
病気・障害	5	3	3	3
ひきこもり・不登校	5	10	3	3
家族関係	3	3	2	6
その他（金銭管理等）	15	12	10	9
計	45	51	89	43
支援プラン作成件数	8	8	3	3

・生活保護に至る前の自立支援の強化と、制度の狭間で複合的な課題を抱え生活困窮に陥るリスクのある人を対象に包括的な相談支援を行う「生活困窮者自立支援事業」を社会福祉協議会に委託し、市役所内に「くらしサポートセンター」を設置していますが、コロナ禍が長期化するなかで、令和3(2021)年度の相談件数は特に増加しています。

## (6) 各種相談の状況

区分	R1(2019)年度	R2(2020)年度	R3(2021)年度	R4(2020)年度
市民相談	85	42	56	59
法律相談	22	19	29	45
消費生活相談	105	87	86	84
生活困窮者自立支援相談 (くらしサポートセンター)	45	51	89	43
心理相談(自殺対策)	38	89	81	57
障がい者相談	727	697	722	535
家庭児童相談	850	590	324	147
高齢者総合相談 (地域包括支援センター)	774	721	671	704

・無料法律相談は平成 23(2011)年度から鹿児島県弁護士会に委託し実施していますが、市民にも浸透し、利用者は増加傾向にあります。

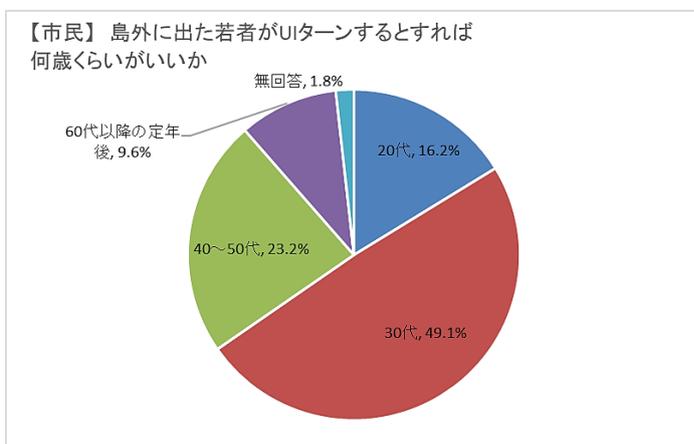
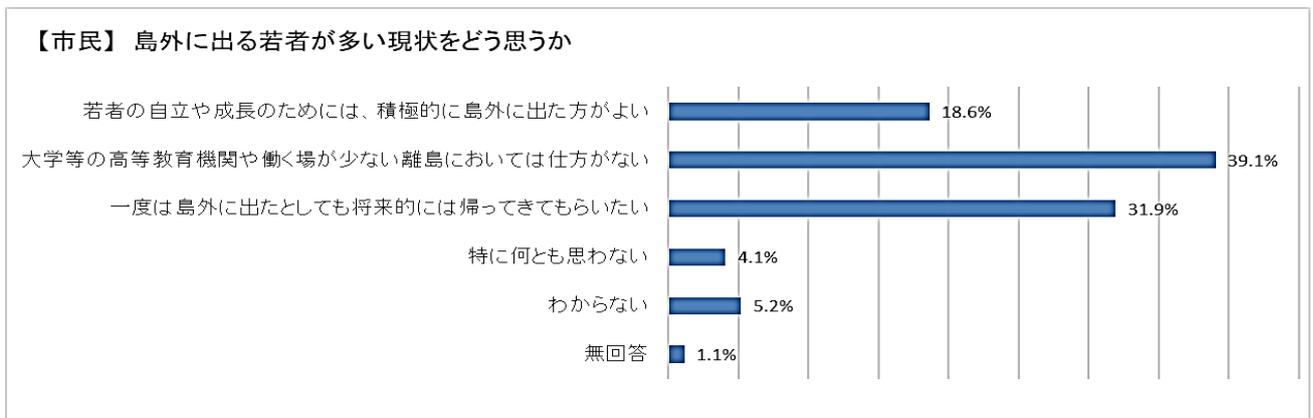
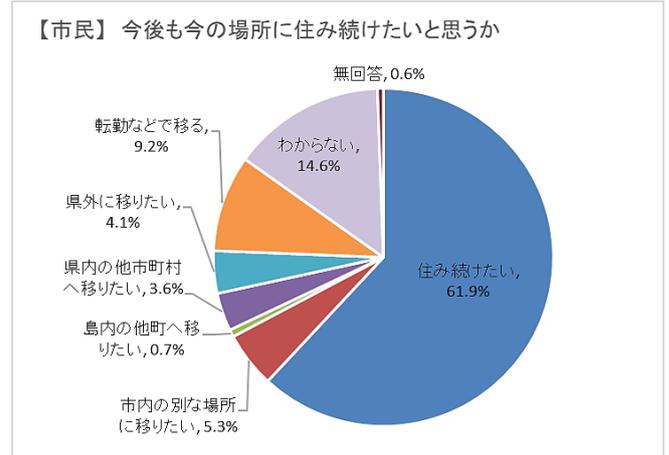
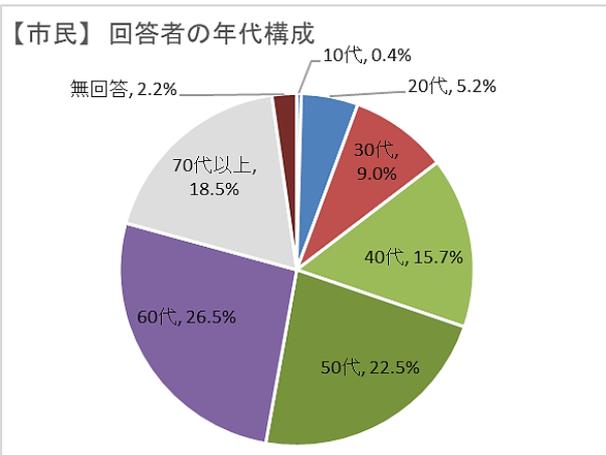
・高齢者対象の総合相談では、介護保険等のサービス利用に関する相談が最も多く、次いで体調や医療に関する事、認知症や物忘れに関する事の相談が多くなっています。また再相談の割合も高くなっています。



## (7) 地域福祉に関する意識調査(市民アンケート等)の結果

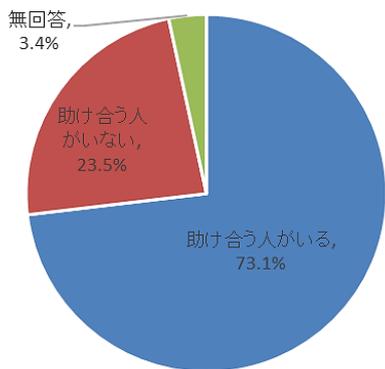
### 【市民アンケート結果】

令和5年度市民意識実態調査	
調査期間	令和5年4月25日～5月15日
調査対象者数	1,217人(18歳以上人口の10%)
回答者数	714人(ネット回答181人)
回答率	58.7%(25.4%)

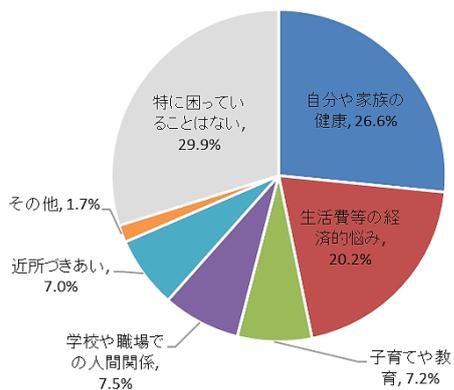


- ・回答者の年代は50代以上が67.5%、今後も本市に住み続けたいという人の割合は67.2%でした。
- ・島外に出る若者に対して、将来的には帰ってきてもらいたいと思っている人の割合は31.9%で、Uターンのタイミングとしては30代が望ましいと思う人が49.1%と約半数を占めています。

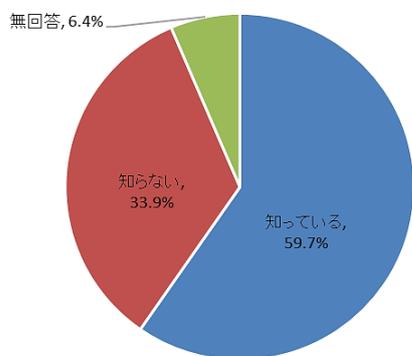
【市民】 家族以外で助け合える人の存在



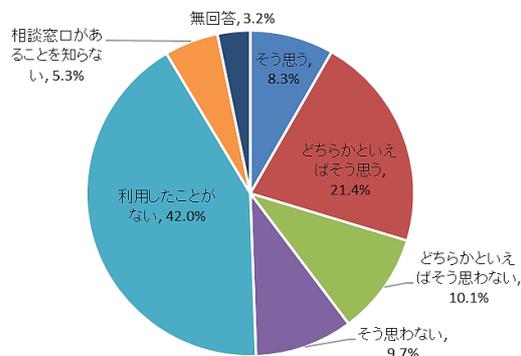
【市民】 日常生活の困りごとや悩み



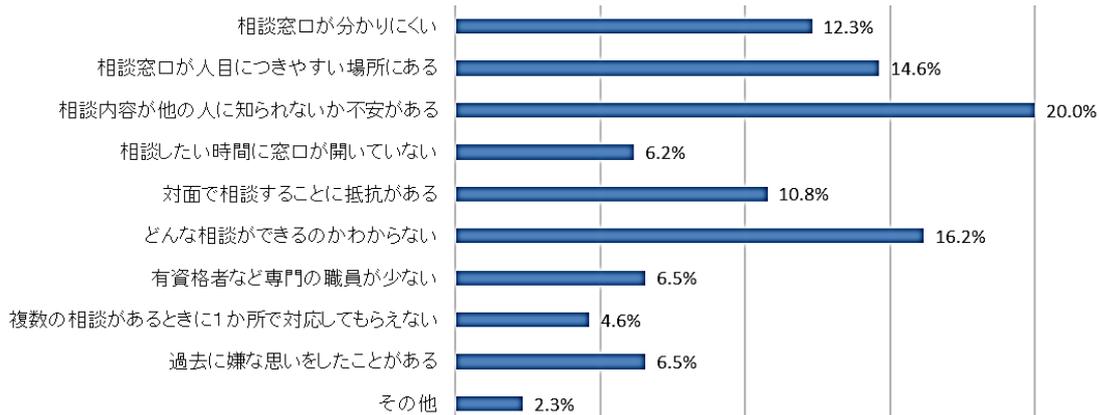
【市民】 相談できる人や場所を知っているか



【市民】 相談窓口は利用しやすいと思うか



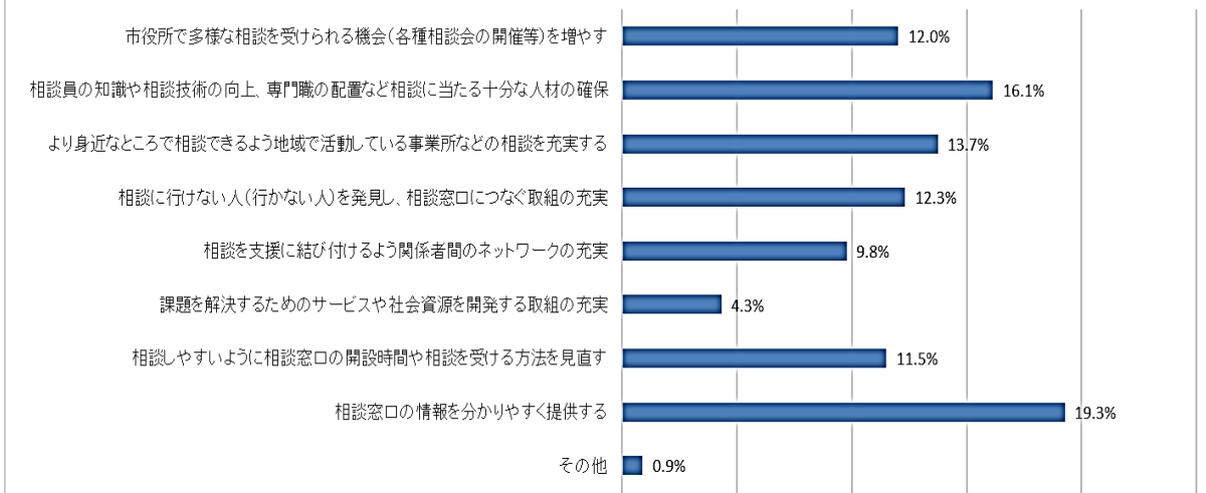
【市民】 相談窓口が利用しづらい理由(複数回答)



・相談できる人や場所を知らないと回答した人が3割を超えており、市の相談窓口を利用したことがないと回答した人も4割を超えています。

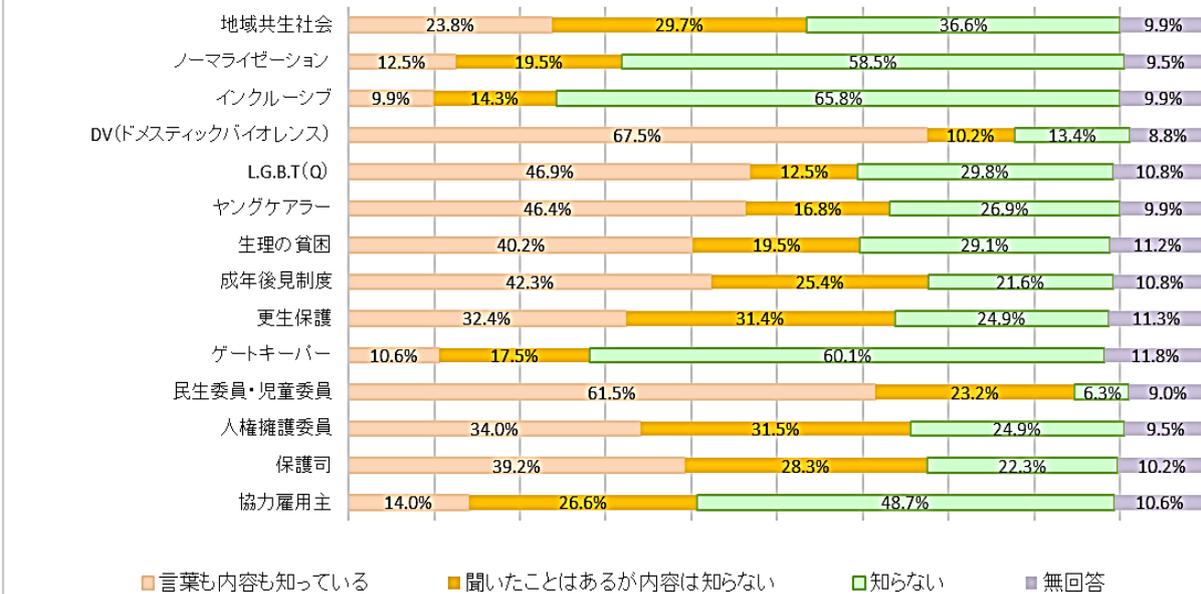
また、相談窓口が利用しやすいと思う人は29.7%、そう思わないと回答した人は19.8%でした。

【市民】 相談支援体制の充実のため、特に力を入れるべき取組(3つ以内)複数回答



・ 相談支援体制の充実のために力を入れるべき取組として、「相談窓口のわかりやすい情報提供」、「相談にあたる人材の確保」、「身近な相談環境の充実」等の順に高い割合となっています。

【市民】 福祉に関する言葉の認知度



・ 最近のニュース等で耳にすることの多い「DV、L.G.B.T.(Q)、ヤングケアラー」等については、言葉も内容も知っていると答えた人が半数ほどを占め、浸透していることが窺えます。

一方、地域福祉の目指す姿として推進している「地域共生社会」の認知度は3割にも満たない現状です。

地域福祉を担う人材としては、民生委員・児童委員は6割を超える人が内容まで知っていると答えていますが、人権擁護委員や保護司は4割弱の認知度となっています。

【地域福祉推進に向けたアンケート調査結果】

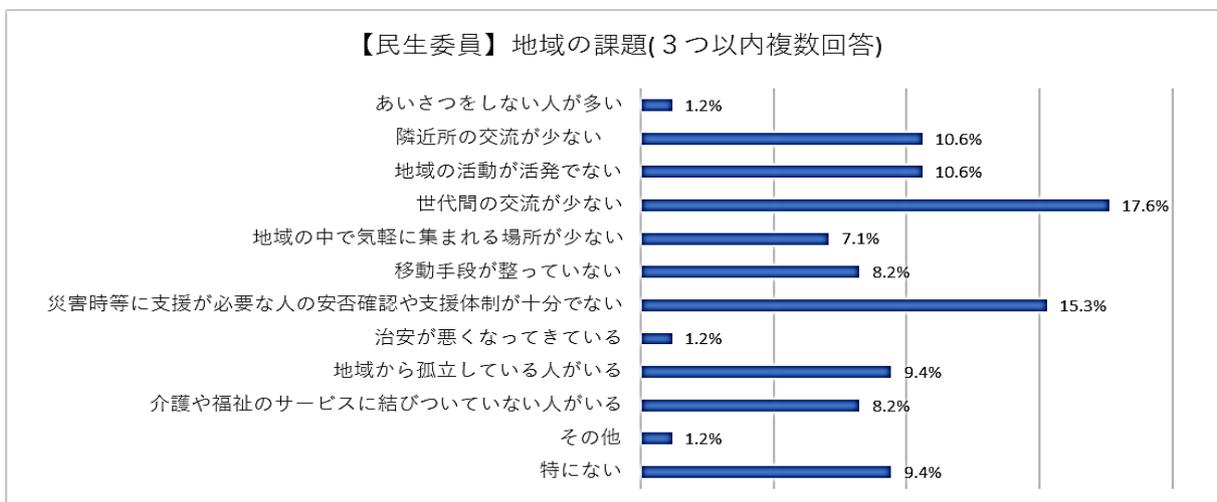
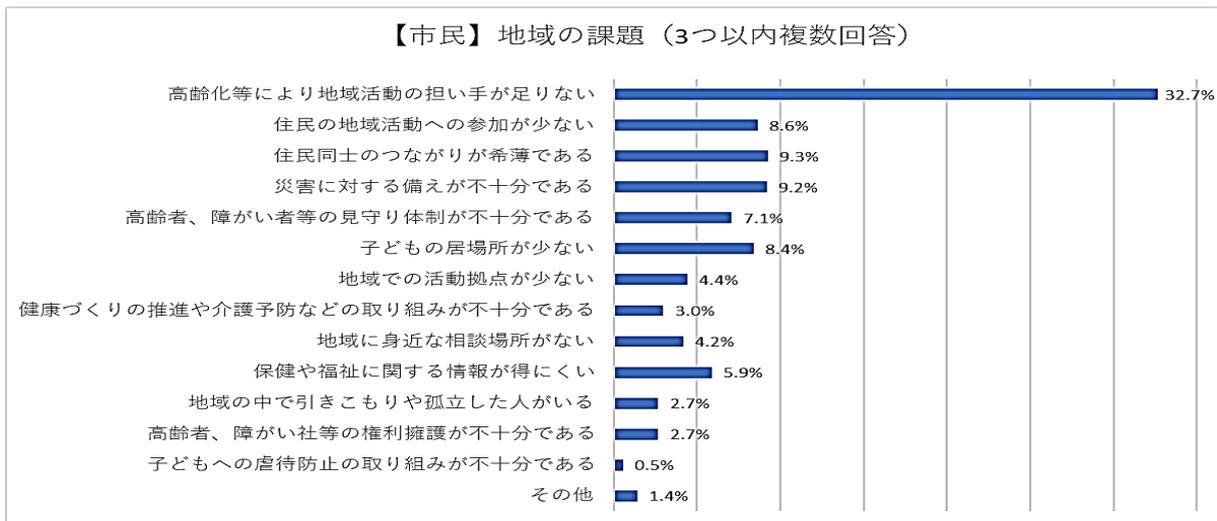
(一般市民対象)

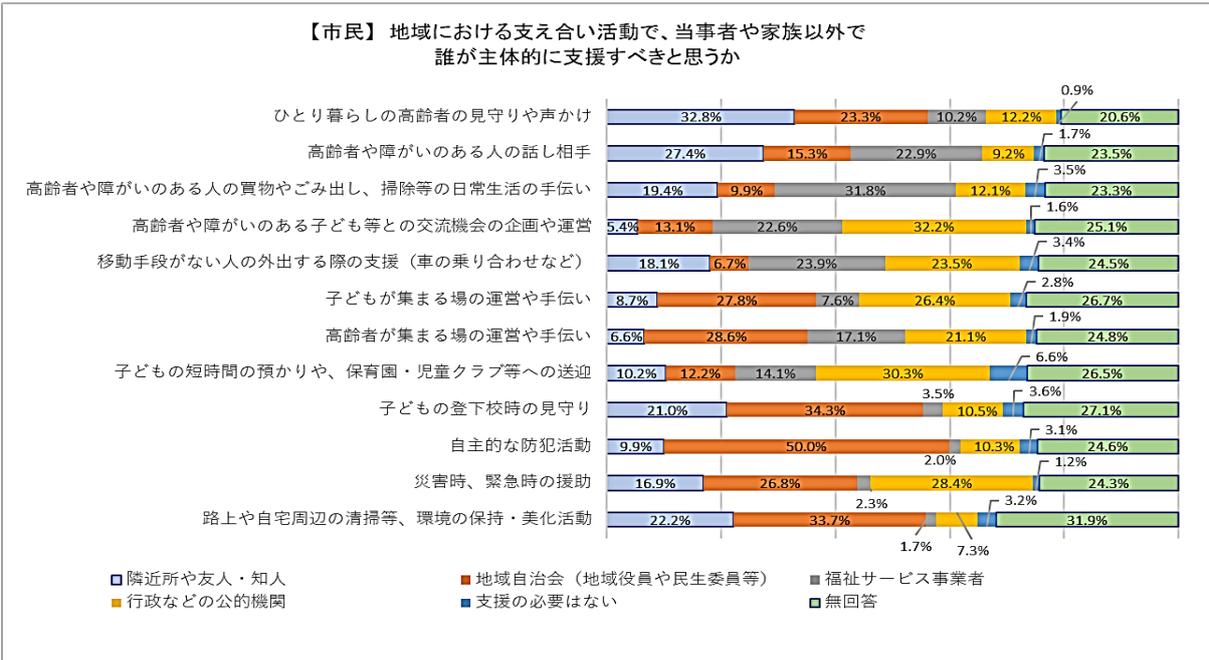
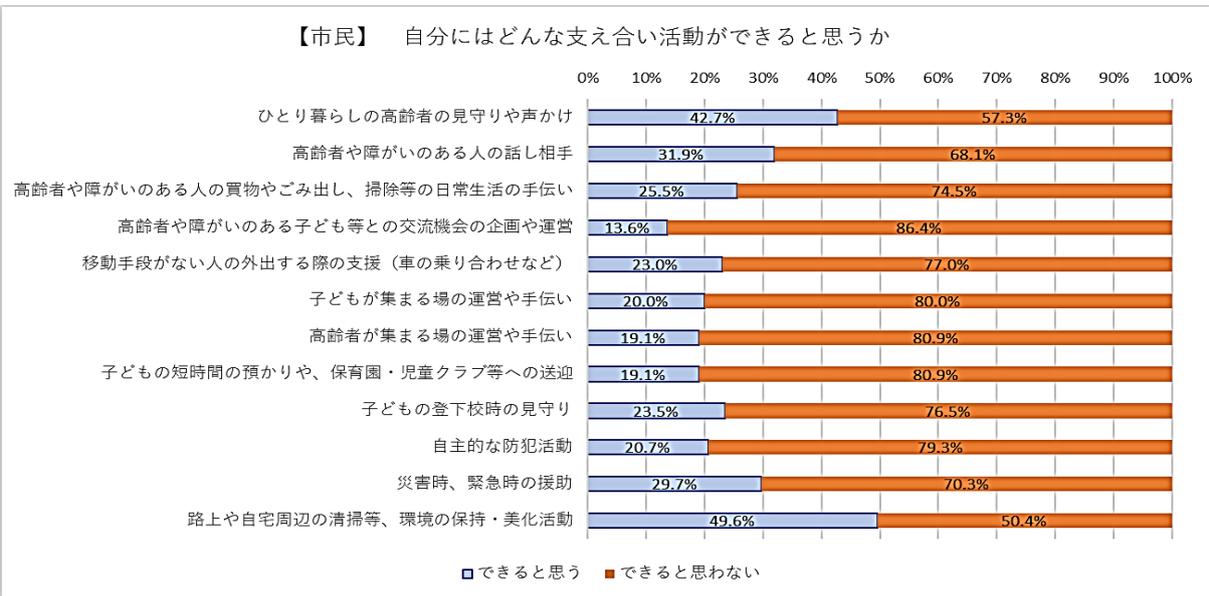
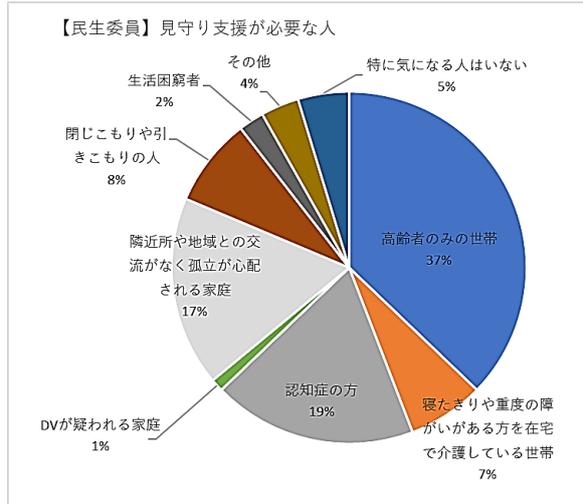
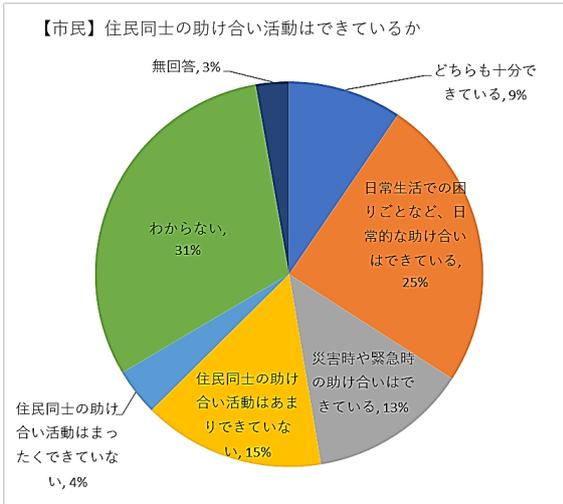
令和5年度市民意識実態調査と合同実施	
調査期間	令和5年4月25日～5月15日
調査対象者数	1,217人(18歳以上人口の10%)
回答者数	714人(ネット回答181人)
回答率	58.7%(25.4%)

(民生委員・児童委員、相談支援機関対象)

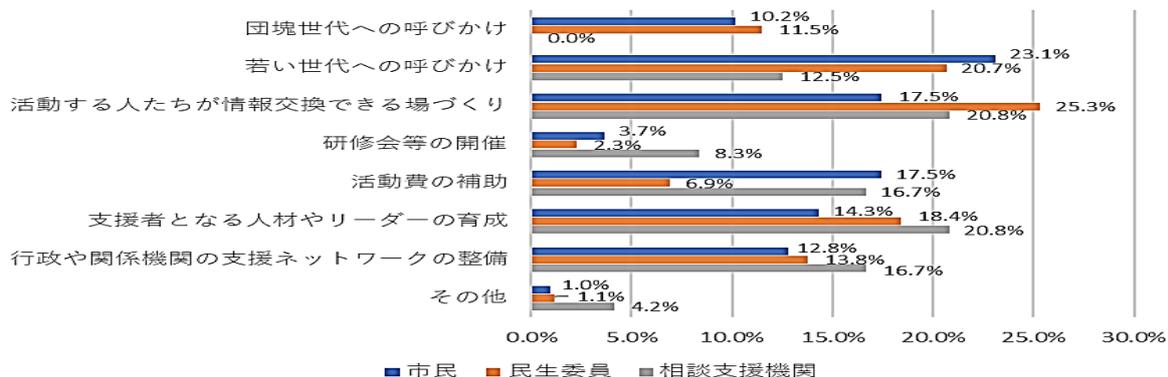
民生委員・児童委員対象	
調査期間	令和5年3月～4月
調査対象者数	53人
回答者数	41人
回答率	77.4%

相談支援機関	
調査期間	令和5年3月～4月
調査対象事業所	9事業所
(内訳)	
高齢者	居宅介護支援事業所 地域包括支援センター
障がい者	相談支援事業所
子ども	子育て支援センター
生活困窮者	くらしサポートセンター

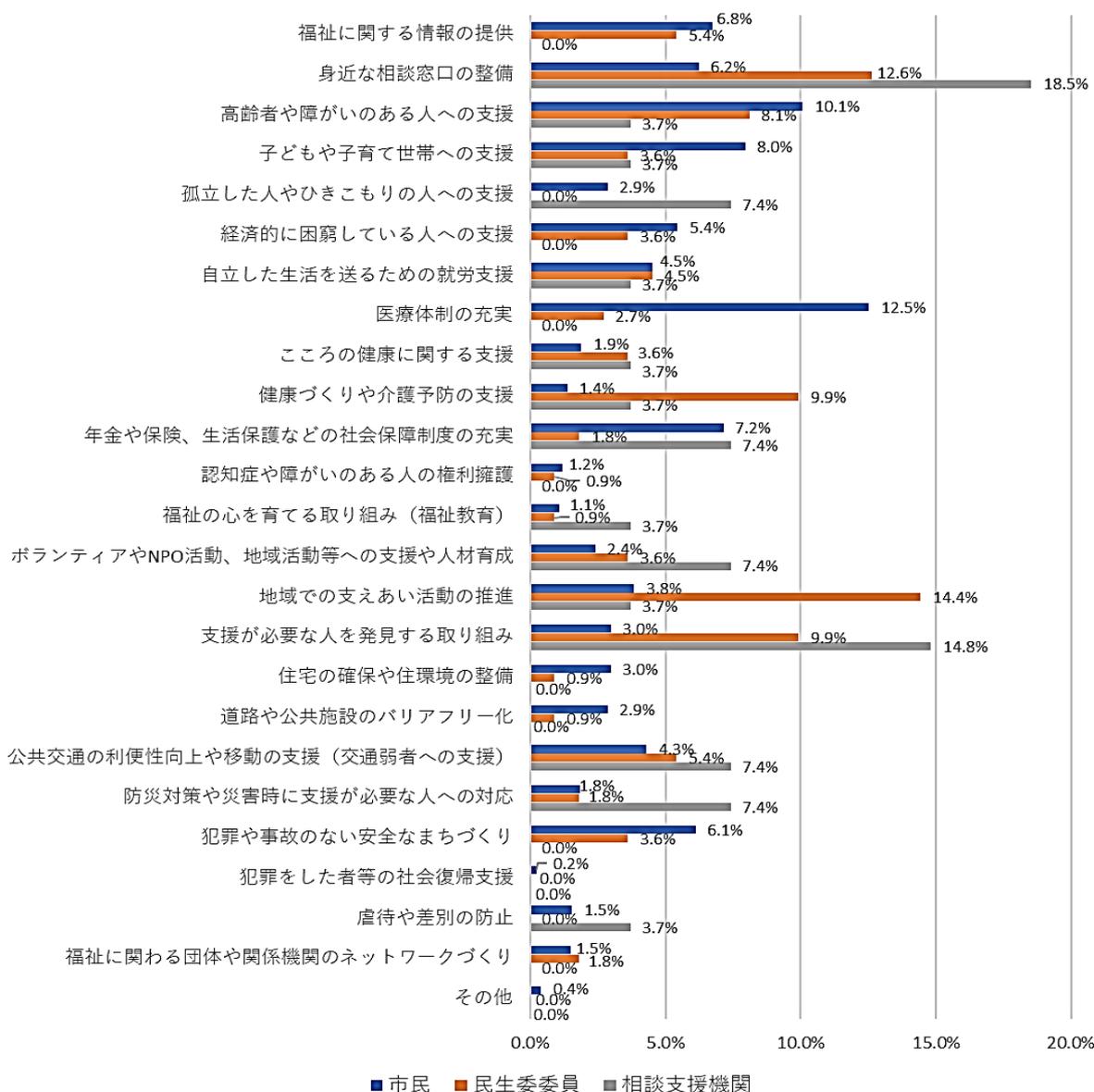




住民同士の支え合い活動のために必要なこと  
(3つ以内複数回答)



地域福祉推進のために優先して取り組むべきこと  
(3つ以内複数回答)



## (8) 意識調査の結果等から見えてきた地域福祉に関する本市の課題

### ①地域でお互いに支え合える仕組み・つながり再構築の必要性

社会環境の変化や生活様式の変化などにより、地域づくりの基盤となる近所づきあいの希薄化や地域活動の活力低下が懸念されています。

アンケートで挙げられた地域の課題では、「高齢化等により地域活動の担い手が足りない」が3割以上を占め最も多く、ついで「世代間の交流の少なさ」や「つながりの希薄」、「災害時の支援」を心配する声が多くありました。

本市の人口構成から見ても、高齢化や人口減少はさらに進むことが見込まれており、住民同士が日頃から「顔の見える」関係づくりを意識し、互いに助け合い支え合う仕組みをつくっていくことが、これまで以上に求められます。

あわせて、地域福祉の推進における新たな担い手の育成も課題であり、既存の活動支援はもとよりその育成を進めながら、多様な人材の確保に取り組む必要があります。

また、そこに暮らす地域住民が主体的に、地域課題の解決に向けて取り組むことができるよう、地域福祉の重要性に関する意識の醸成も求められます。

### ②誰もが安心して暮らせる地域づくりの必要性

誰もが住み慣れた地域で、安心して、その人らしく自立した生活が続けられることが地域福祉の目指す形であり、子どもから高齢者まで、また障がいのある人、介護を必要とする人など、すべての人が、どのような状況になっても、必要なサービスを、必要な時に利用しながら暮らせる環境づくりが重要です。

様々な社会保障制度や福祉サービスの活用を図りながら、地域全体で支援する体制を構築する必要があります。

また、近年においては、大規模災害が日本各地において発生しているほか、子どもや高齢者、障がいのある人など、社会的に弱い立場にいる人が被害者となる犯罪なども頻繁に報道されています。

本市においては災害や事件等の発生は比較的少ないものの、アンケート結果からは、防災や防犯に対する市民意識の高まりが感じられます。

また、特に高齢化が進む本市においては、移動手段の確保や公共施設等のバリアフリー対策など、生活環境における利便性や安全性の確保が求められます。

### ③相談支援体制の充実と支援のためのネットワーク強化の必要性

核家族化の進行や単身高齢者世帯の増加などにより、困ったことや悩みごとがある時に、身近なところに相談できる相手がなく、一人で抱え込むケースが増加することが懸念されています。

市民アンケートでは、相談できる人や場所を知らないと回答した人が3割を超えており、市の相談窓口を利用したことがないと回答した人も4割を超えています。さらに相談窓口が利用しづらい理由として、「相談内容が他の人に知られないか不安がある」、「どんな相談ができるかわからない」との回答が多くあり、十分な情報が伝わっていないことがわかりました。

国においては、断らない相談、参加支援、多機関協働といった重層的な相談体制の整備を促進しており、本市においても、関係機関等との連携を強化し、支援を必要とする人をとり残すことがないようにネットワークの整備を進めるとともに、きめ細かく「伝わる」きちんと「届く」情報提供に努める必要があります。

# 第3章 計画の基本的な考え方

## (1) 計画策定の視点

本計画は以下の視点を持って策定しました。

### ①住民や関係団体等の参画と既存計画の評価分析による現状把握と課題の共有

地域福祉に関連する分野の既存計画の取組状況を精査し、市民アンケートや関係機関等へのヒアリング等により、支援対象者(支えられる側)・支援者(支える側)双方の視点から、福祉ニーズについて調査を行うとともに、社会情勢の変化や国・県等の動向を踏まえながら、現状把握を行い、新たな課題を共有します。

### ②包括的支援体制構築への対応

地域住民が抱える複雑化・複合化した地域生活課題に対応するため、地域における様々な主体がそれぞれの強みを生かしながら、お互いに連携・協働し、包括的支援体制の構築を図っていきます。

### ③地域福祉の関連分野との一体的取組

健康・医療・保健・介護・福祉といった関連分野のほか、「成年後見制度の利用促進」や「再犯防止の推進」についても、地域において人々が安心して暮らすという点で、地域福祉との関連があることから、地域福祉として一体的に取り組むため、本計画に包含して策定します。

### ④福祉分野以外との連携した取組

誰もが安心して暮らしていける地域をつくるという点では、地域福祉は「地域づくり」、「まちづくり」であるという共通認識をもち、福祉分野以外の様々な部署も組織横断的に情報や課題を共有し、連携して取り組むことで、新たな支え合いの形を見出すことができるようにします。

### ⑤持続可能な地域社会の実現を目指した施策展開 (SDGs との関連)

SDGs の「誰ひとり取り残さない」社会の実現という理念は、地域福祉が目指す地域共生社会の実現とも密接に関係することから、SDGs との関連を考慮しながら目標達成につながる施策の展開を図っていく計画とします。

(口で囲んでいるのが本計画と関連のあるゴール)



## (2) 基本理念

地域福祉においては、地域に暮らす様々な人が、住み慣れた地域でいつまでも自分らしく生きがいをもって暮らしていけることが重要です。

子どもや高齢者、障がいのある人もない人も、一人ひとりが自分らしく暮らし、誰もが役割を持てる「地域共生社会」の実現に向けて、本計画では次の基本理念を定めます。

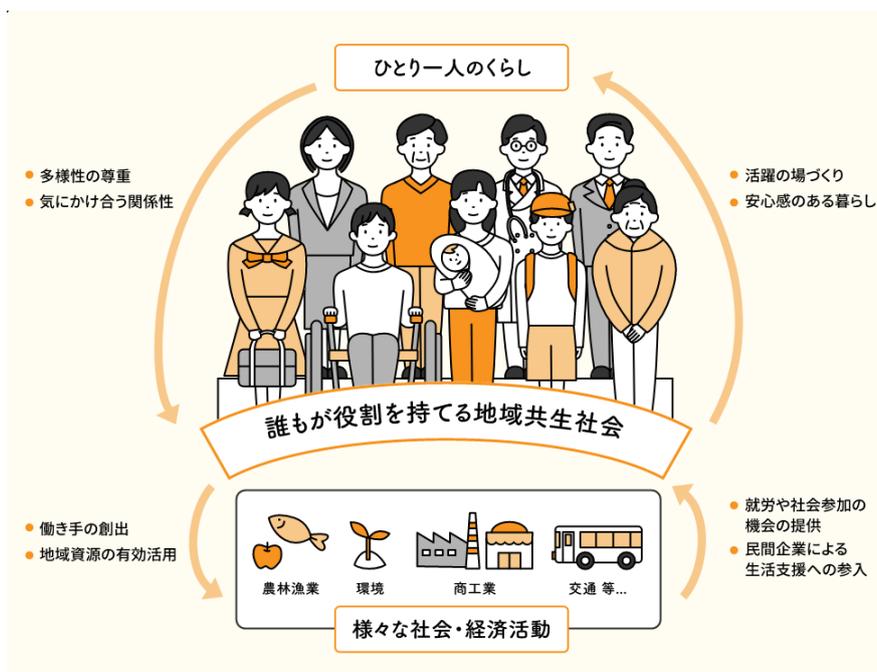
～きづく・つながる～互いを思いやる心がつくる安心のまち

### 【考え方】

本市の最上位計画である「第6次西之表市長期振興計画」では、『人・自然・文化一島の宝が育つまち』を基本理念として掲げ、『誰もが、「ここに住んで良かった」「これからも住み続けたい」と思えるように、このまちの貴重な「宝」に感謝し、「宝」を生かして地域の魅力に磨きをかけ、人と人との支え合いの力でもっともっと成長するまち』を目指すとしています。

さらに、福祉施策を位置づけている「ひと分野」では、『生涯にわたり健康で、いきいきと輝く「ひと」が育ち、互いに支え合う「まち」をつくる』を基本目標とし、『人生をより豊かなものにするために、誰もが、自分以外の誰かの役に立ち、生きがいややりがいを持って、他人を思いやり、互いに支え合うことが重要』としています。

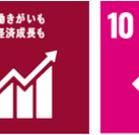
どちらも、人と人との支え合いがキーワードになっており、それを可能にするのが、他人事を自分事として捉える「気づき」と「つながり」であると考えます。一人ひとりがそうした意識を持つことにより、誰もが安心して暮らせるまちになるよう取組を進めていきます。

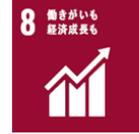


厚生労働省「地域共生社会のポータルサイト」より

### (3) 基本目標

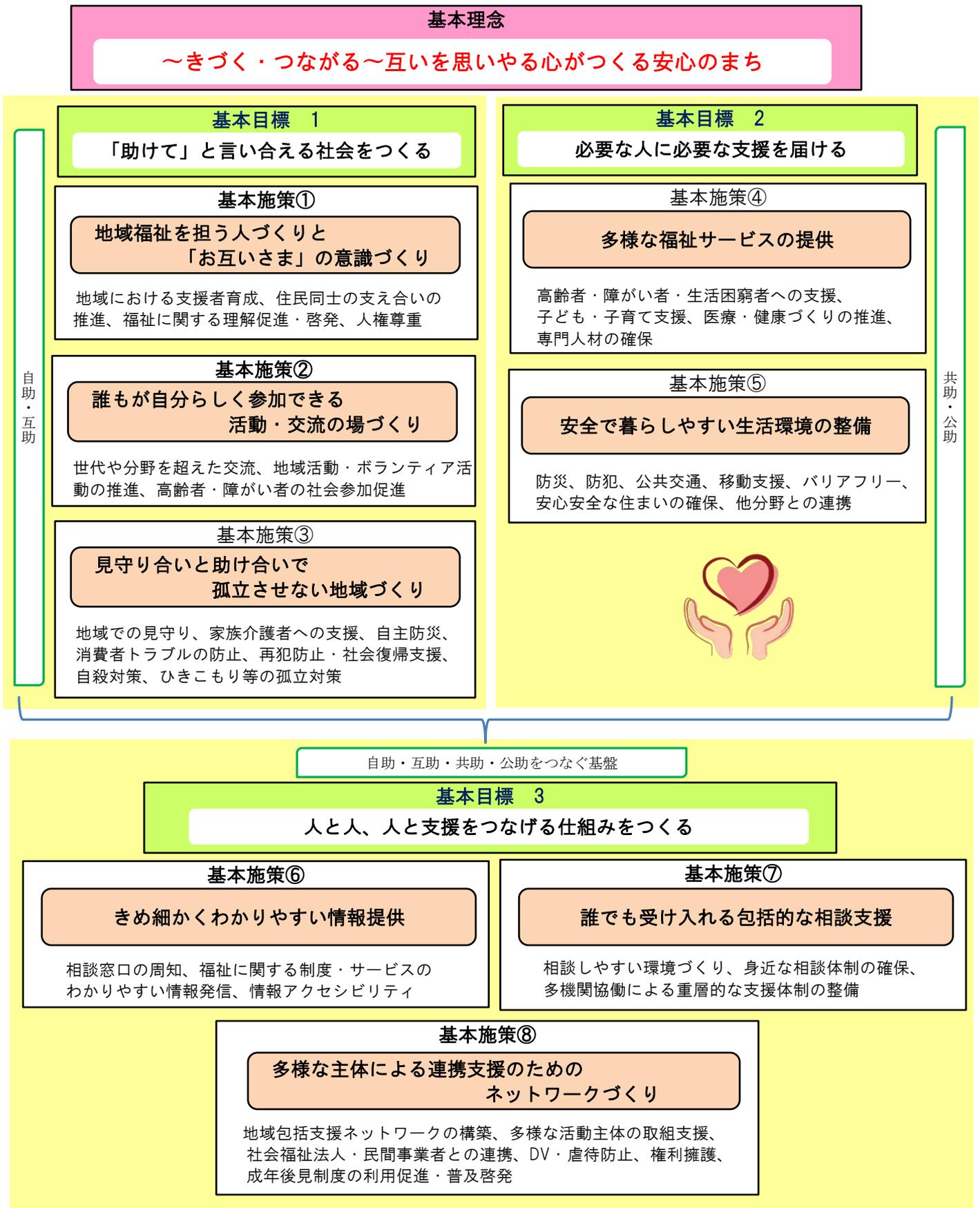
基本理念を実現するための施策の柱として、以下の3つの基本目標を掲げ、本計画を推進していきます。

基本目標 1	「助けて」と言い合える社会をつくる
<p>地域において日頃から顔の見える関係をつくり、一人ひとりが地域によって温かく見守られている、いつでも助けを求められるという実感を持てるよう、地域が主体的に行うボランティア活動やコミュニティ活動を支援します。</p> <p>若い世代から高齢者まで幅広い世代が地域の課題に関心を持ち、地域の支え合い活動に参加できるよう、福祉教育の推進と地域福祉の啓発を行い、地域福祉の新たな担い手の育成と確保に努めます。</p>	
<p>【関連する SDGs】</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="text-align: center;"></div> <div style="text-align: center;"></div> <div style="text-align: center;"></div> <div style="text-align: center;"></div> <div style="text-align: center;"></div> <div style="text-align: center;"></div> <div style="text-align: center;"></div> </div>	

基本目標 2	必要な人に必要な支援を届ける
<p>誰もが住み慣れた地域で、自分らしく自立した生活を送ることができるよう、一人ひとりの状況に応じた福祉サービスを速やかに、かつ継続して提供できるような仕組みと体制整備に努めます。</p> <p>また、誰もが暮らしやすい安全で安心なまちづくりに向けて、交通や住宅、防災・防犯対策等、生活環境の整備・充実に取り組みます。</p>	
<p>【関連する SDGs】</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="text-align: center;"></div> <div style="text-align: center;"></div> <div style="text-align: center;"></div> <div style="text-align: center;"></div> <div style="text-align: center;"></div> </div>	

基本目標 3	人と人、人と支援をつなげる仕組みをつくる
<p>多様化・複雑化する課題に対し、支援を必要としている人にきめ細やかに対応できるよう、包括的な相談支援体制の強化や相談窓口の充実を図るとともに、情報提供を充実し、必要な支援に結びついていない人を適切な支援に結びつけられるような支援体制づくりに努めます。</p> <p>様々な課題を抱え、地域で暮らすあらゆる人の生活を支えるため、多職種・多機関が協働・連携して支援が行えるようネットワークづくりを進め、地域福祉推進の基盤強化に取り組みます。</p>	
<p>【関連する SDGs】</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="text-align: center;"></div> <div style="text-align: center;"></div> <div style="text-align: center;"></div> <div style="text-align: center;"></div> <div style="text-align: center;"></div> <div style="text-align: center;"></div> <div style="text-align: center;"></div> </div>	

## (4) 施策体系



# 第4章 施策の展開

## 基本目標1 「助けて」と言い合える社会をつくる

\*\*\*\*\*

### 基本施策① 地域福祉を担う人づくりと「お互いさま」の意識づくり

#### ◇取組の方向性

地域における福祉の担い手育成には、地域福祉に関心を持つ人を増やし、学びから活動につなげることが重要です。そのため、関係機関と連携して市民に学ぶ機会を提供することで、様々な地域福祉活動への参加のきっかけづくりを行い、地域福祉に関する理解や関心を高めていくことを目指します。

あわせて、地域で暮らす人々が相互理解を深め、性別や年齢、国籍、障がいの有無等に関わらずお互いを尊重し合える社会づくりを推進します。

#### ◇主な取組

一連No.	項目 取組内容	担当課	協働・連携 (関係団体等)
1	民生委員・児童委員の活動支援	福祉事務所	社会福祉協議会、地域包括支援センター、自治会、学校、保育所等
	・民生委員・児童委員の負担を軽減し、地域住民に寄り添った、よりきめ細かな活動が行えるよう、活動に対する総合的な支援を行います。 また、民生委員・児童委員について多くの人に理解を深めてもらえるよう、その役割や意義、活動内容などに関する周知を図るとともに、新たな人材の確保・育成も視野に入れた活動支援を進めます。		
2	母子保健推進員の活動支援	健康保険課	保健センター、子育て支援センター、自治会
	・地域の妊産婦や子育て家庭を訪問し、健康状態や育児に関する不安や悩みを聞く身近な相談役として活動する母子保健推進員が活動しやすい環境づくりに努めます。		
3	ファミリーサポートセンター事業の充実	福祉事務所	子育て支援センター
	・子育ての応援をしてほしい人（おねがい会員）と子育てのお手伝いをしたい人（まかせて会員）を会員として組織をつくり、地域において会員同士が相互に援助活動を行うことで安心して子育てができる環境ができるよう、会員増加を図り事業の充実に努めます。		

一連No.	項目 取組内容	担当課	協働・連携 (関係団体等)
4	地域支え合い推進員の育成・研修の充実	高齢者支援課	地域包括支援センター、自治会、各地域高齢者支援協議会
	・高齢者がいきいきと暮らすために地域活動の支援を行う「支援者」を育成するための研修を行います。また、認知症高齢者・ひとり暮らし高齢者など、支援が必要な高齢者を見守り、安心して暮らしていける支援を行えるよう、「地域支え合い推進員」を育成するための研修を行います。		
5	認知症サポーターの養成	高齢者支援課	地域包括支援センター、自治会、各地域高齢者支援協議会
	・認知症の人を地域で見守り支える認知症サポーター養成講座を開催し、認知症サポーターや、地域等における認知症サポーターのリーダー的人材を養成します。		
6	ゲートキーパーの養成	福祉事務所	
	・日常生活の中で様々な悩みを抱える人の自殺の危険のあるサインに気づき、適切な対応をとり、必要な相談窓口につなげられるようゲートキーパー養成講座を開催します。		
7	生活支援コーディネーターの配置	高齢者支援課	地域包括支援センター、自治会、各地域高齢者支援協議会
	・すべての日常生活圏域に生活支援コーディネーターを配置し、日常生活調査や高齢者支援協議会との連携により、高齢者支援のニーズ及び地域資源を把握し、生活支援・介護予防の基盤整備を推進していきます。		
8	集落支援員の配置	地域支援課	校区・自治会
	・校区の人的支援策として集落支援員を配置し、高齢者の見守りや生きがいづくりなど、生活支援体制の充実を図ります。		
9	福祉に関する学習機会の提供	福祉事務所	自治会、学校、保育所、事業所等
	・住民一人ひとりの福祉意識の醸成に向けて、出前講座や広報紙・ホームページ等を活用して、地域福祉の重要性や「自助」「共助」の考え方、地域の福祉課題についての啓発を行います。		
10	多様性と人権尊重意識の醸成	地域支援課 福祉事務所	県男女共同参画地域推進員、人権擁護委員
	・一人ひとりの人権が尊重された心豊かな地域社会の実現のため、男女共同参画講座や小中学校での人権教室の開催など、様々な学習機会を通じて、多様性を受け入れる心、人権尊重意識の醸成を図ります。		

\*\*\*\*\*

## 基本施策② 誰もが自分らしく参加できる活動・交流の場づくり

### ◇取組の方向性

地域福祉を推進するためには、市民がそれぞれ「支える側」と「支えられる側」に分かれるのではなく、誰もが地域で役割を持ち、支え合いながら、自分らしく活躍できる場所をつくる必要があります。

世代や分野を超えて、多くの市民が集い・交流する場の提供や活動の支援を行うとともに、その場を通して、地域の課題に気づき、共有できるような仕組みづくりを進めます。

### ◇主な取組

一連No.	項目 取組内容	担当課	協働・連携 (関係団体等)
11	地域コミュニティ活動への支援と参加の促進	地域支援課	校区・自治会
	・各地域での意見交換やワークショップ等を通して策定した「地域計画」に基づき、地域住民が主体的に取り組むコミュニティ活動を支援し、地域力の再生、地域における担い手育成を目指します。		
12	地域貢献活動・ボランティア活動への支援と参加の促進	地域支援課 福祉事務所 高齢者支援課	社会福祉協議会
	・地域の任意団体や市民団体等が取り組む地域貢献活動に関する情報発信の推進や各団体の活動支援・相談支援に取り組みます。 ・ボランティア活動の情報発信や各種ボランティア養成講座を開催し、広くボランティア活動の啓発及び参加促進を図ります。 ・地域の高齢者等が実施する地域貢献活動や交流活動に対し地域商品券と交換できるポイントを交付することで、高齢者の社会参加、生きがいづくりを促進します。		
13	福祉団体の活動支援	福祉事務所 高齢者支援課	老人クラブ、身体障害者協会、手をつなぐ育成会、母子寡婦福祉会、子育て支援グループ
	・地域で主体的に活動する老人クラブや子育て支援グループ、障がい者等の団体、母子寡婦福祉会等、福祉活動に取り組む団体や組織の積極的な情報発信を行い、会員の増加と活動の充実が図られるよう支援します。		
14	介護予防のための通いの場の充実	高齢者支援課	各地域高齢者支援協議会
	・誰もが健康に暮らせるよう、地域での介護予防や健康づくりを行う「通いの場」づくりを推進するとともに、取組を担う住民リーダーを支援し、活動の継続を図ります。		

一連No.	項目 取組内容	担当課	協働・連携 (関係団体等)
15	地域サロン活動や認知症カフェの推進	高齢者支援課	地域包括支援センター、自治会
	<p>・地域の誰もが気軽に集える居場所づくりを推進するため、地域サロンの立ち上げ時の支援や、備品の貸し出し、研修会等を通じて、サロン活動の普及と活性化を図ります。</p> <p>・認知症の人及びその家族が気軽に参加し、相談等もできる認知症カフェの開催を推進します。</p>		
16	児童や保護者の交流の場、子育て支援拠点の充実	福祉事務所	子育て支援センター
	<p>・親子同士の交流の場や子育て情報の提供、子育て相談を行う「子育て支援センター」の機能充実を図ります。</p>		
17	生涯学習活動の充実	社会教育課	生涯学習推進会議、社会教育委員の会、公民館運営審議会、地区・自治公民館、自主講座グループ、文化協会
	<p>・ライフステージに応じた学習内容の講座・講習会の開催に努めるとともに、市民の自主的な文化・レクリエーション活動を奨励します。また、広報紙等を通じて生涯学習情報の積極的な発信に努めます。</p>		
18	世代・分野を超えた交流の場の提供	企画課 福祉事務所 高齢者支援課 社会教育課	社会福祉協議会、老人クラブ、身体障害者協会、手をつなぐ育成会、女性団体、子育て支援センター等
	<p>・高齢者や障がいのある人、子ども・子育て家庭等が世代や分野を超えて交流できる場の提供に向け、関係課・関係機関が連携し、新たな施設整備も視野に検討を進めます。</p>		



\*\*\*\*\*

### 基本施策③ 見守り合いと助け合いで孤立させない地域づくり

#### ◇取組の方向性

悩みや不安を抱えている人や一人暮らしの高齢者等が、地域で孤立せずに安心して暮らせるよう、地域自治会や民生委員・児童委員等による見守り活動などを通して、孤立しやすい人の把握に努めるほか、居場所づくりや生きがいくくり、相談支援、福祉サービスの提供等に努めます。

また高齢者や障がいを抱える家族を介護する人や、育児不安を抱えた子育て中の人の負担軽減につながる支援の充実を図ります。

#### ◇主な取組

一連No.	項目 取組内容	担当課	協働・連携 (関係団体等)
19	高齢者支援協議会の設置 推進	高齢者支援課	自治会
	・高齢者が可能な限り住み慣れた地域で安心して自立した生活ができるよう、地域における住民相互の支え合い体制を構築するため、高齢者支援協議会の設置を推進します。		
20	地域ケア会議の推進	高齢者支援課	各地域高齢者支援協議会・警察署・消防署・医療機関・民生委員協議会・保健所・地域包括支援センター・介護支援専門員協議会・介護サービス事業所
	・個別事例の検討において行う課題分析やケアマネジメント支援の積み重ねを通じて、地域に共通する課題や有効な支援策を明らかにし、地域に不足する資源の開発や有効な支援策の普遍化等について検討していきます。さらに、生活支援コーディネーター及び協議体等が把握している高齢者の生活支援等のニーズの結果と照らし合わせながら、具体的な施策につなげていきます。		
21	支え合いマップづくりの 推進	福祉事務所	くらしサポートセンター
	・各地域における多様なニーズや要支援者を把握する「支え合いマップ」づくりを推進します。		
22	認知症高齢者見守りネットワーク事業の推進	高齢者支援課	地域包括支援センター 警察署・消防署 各地域高齢者支援協議会
	・増え続ける認知症高齢者等の徘徊や不慮の事故に対処するため、各関係団体や地域における高齢者支援協議会等、関係機関が協力してネットワークを構築し、認知症高齢者等の早期発見と保護、徘徊の予防等の支援を行う地域における見守り体制を整備します。		

一連 No.	項目 取組内容	担当課	協働・連携 (関係団体等)
23	ひとり暮らし高齢者等の 見守り支援	高齢者支援課	民間事業者等
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ひとり暮らし高齢者や高齢者のみの世帯に対し、安否確認や緊急時の対応を図るため、緊急通報装置を設置します。</li> <li>・障がいや疾病等で調理が困難な高齢者等に対し、食生活の改善と安否確認を行う配食サービスを実施します。</li> <li>・地域における見守り活動に関する協定を結んでいる民間事業者等と連携し、高齢者等の見守り支援や緊急時の対応連携に努めます。</li> </ul>			
24	妊産婦や子育て家庭への 伴走型支援	健康保険課 福祉事務所	子育て支援センター、母子保健推進員 連絡協議会、保健センター、産科医療 機関
<ul style="list-style-type: none"> <li>・核家族化や地域のつながりが希薄になる中で、すべての妊婦・子育て世帯が孤立することなく安心して出産・子育てができるよう、育児不安や育児困難を抱える保護者への相談体制を充実させ、切れ目のない伴走型支援に取り組みます。</li> <li>・子ども家庭総合支援拠点の機能強化を図り、関係機関と連携しながら支援の必要な子どもとその家庭及び妊産婦の実情の把握、相談対応等適切な支援に努めます。</li> </ul>			
25	要介護者を抱える家族への 支援	高齢者支援課 福祉事務所	地域包括支援センター、自治会、医 療・介護サービス事業所、障がい福祉 サービス事業所
<ul style="list-style-type: none"> <li>・在宅で寝たきりや認知症の高齢者を介護している家族に対して、介護手当を支給し、家族介護者の経済的負担を軽減するとともに、健康相談や交流会等を通じて介護者の心身のリフレッシュを図る機会の充実に努めます。</li> <li>・障がい者及び障がい児の日中における活動の場を確保し、障がい者等の家族の就労支援及び障がい者等を日常的に介護している家族の一時的な休息を図ります。</li> <li>・精神または身体に著しく重度の障がいを有し、日常生活において常時、特別の介護を必要とする在宅の20歳以上の人の生活の向上を目的として手当を支給します。</li> </ul>			
26	児童生徒と保護者への相 談支援	学校教育課	教育支援センター、各学校
<ul style="list-style-type: none"> <li>・小・中学校へのスクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーの派遣を通して、様々な悩みを抱える児童生徒・保護者に対して適切に相談支援を行うとともに、関係機関等と連携・調整を図りつつ、児童生徒が置かれた様々な環境の改善に努めます。</li> <li>・不登校の状態にある児童生徒やその保護者が悩みを抱えて孤立しないように、各学校、教育支援センター等の関係機関が連携して適切に対応していきます。</li> </ul>			

一連No.	項目 取組内容	担当課	協働・連携 (関係団体等)
27	自主防災組織及び地域防災リーダーの育成・強化	総務課	校区・自治会
	・関係部署及び関係機関との連携を図りながら、自主防災組織の育成・強化を行い、地域防災リーダーの育成に努めます。		
28	災害時要配慮者の把握と安全確保対策	総務課 福祉事務所 高齢者支援課 健康保険課	介護サービス事業所、障がい福祉サービス事業所、医療機関、消防団、自治会
	・災害時に特に支援が必要な人の名簿を作成し、福祉専門職の協力を得て、適切な避難支援を行うことができるよう、個別避難計画の作成を進めます。また本人同意を得て避難支援等関係者に平常時から情報提供することで、災害時の安否確認や避難支援活動に活用できるよう必要な体制整備に努めます。		
29	消費者被害の防止	福祉事務所	消費生活センター
	・高齢者や若者の消費者トラブルを防ぐために、高齢者や高校生等を対象にした出前講座を実施します。		
30	自殺防止対策の推進	福祉事務所	西之表保健所
	・様々な要因で生きづらさを抱える人に対し、心の悩みを相談できるよう心理士等の専門職による心理相談を開催し、必要に応じて専門機関につなげます。また関係機関と連携し未遂者への支援、遺された人への支援にも努めます。		
31	命の大切さに関する教育の充実	福祉事務所	各学校 鹿児島県助産師会
	・市内の中学校1年生及び小学校5・6年生を対象に命の大切さや相手を思いやる気持ちを培うための出前授業を実施します。		
32	新たな生活上の困難を抱える人への支援	福祉事務所	くらしサポートセンター、地域包括支援センター、子育て支援センター、社会福祉協議会、各学校
	・親の介護と育児を同時に担う「ダブルケア」や、家事や家族の世話を日常的に担う「ヤングケアラー」、家族以外の人や地域との交流をほとんどしない「ひきこもり」など新たな生活上の困難を抱える人の実態を把握し、適切な支援につなげていきます。		

一連No.	項目 取組内容	担当課	協働・連携 (関係団体等)
33 *	犯罪や非行をした人たちの社会復帰支援と再犯防止の推進	福祉事務所	種子島保護区保護司会、協力雇用主、医療機関、障がい福祉サービス事業所、ハローワーク等
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・犯罪や非行をした人たちが立ち直り地域に定着していくために、関係機関や団体と連携した就労支援や住居確保、医療・福祉サービスの利用支援により、再犯防止の取組を推進します。</li> <li>・また「社会を明るくする運動」等を通じて、犯罪や非行の未然防止や再犯防止に対する市民意識の醸成を図ります。</li> </ul>		
34 *	保護司の活動支援	福祉事務所	くらしサポートセンター、地域包括支援センター、社会福祉協議会、保護観察所等
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・罪を犯した人の更生を助ける保護司の活動が効果的に行えるよう環境整備等の支援を行うとともに、更生保護事業について多くの人に理解を深めてもらうため、保護司の活動の周知・広報に努めます。</li> </ul>		

\*No.33、34については、第6章「再犯防止推進計画」にも詳細な取組を記載しています。



厚生労働省 令和5年度自殺予防週間広報ポスター

## 基本目標 2 必要な人に必要な支援を届ける

\*\*\*\*\*

### 基本施策④ 多様な福祉サービスの提供

#### ◇取組の方向性

支援を必要とする一人ひとりのニーズや状況に応じて、適切な福祉サービスが提供できるよう、関係機関や福祉サービス事業所等と連携し、サービス提供体制の確保と質の向上に努めます。

また非常時においてもサービスを安定的に継続して提供できるよう、関係機関が相互に連携・協力できる体制づくりを進めるとともに、専門職の人材確保に取り組みます。

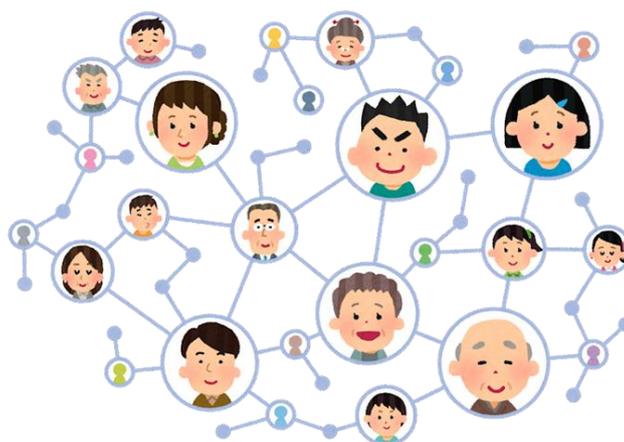
#### ◇主な取組

一連No.	項目 取組内容	担当課	協働・連携 (関係団体等)
35	高齢者福祉サービス（介護保険サービス含む）の充実	高齢者支援課	地域サロン、元気アップ教室、介護サービス事業所
	・高齢者一人ひとりが自分に応じた健康づくりや介護予防の取組ができるような環境を整えるとともに、地域での自立生活を支援するサービスを介護サービス事業所や医療機関のほか、地域やNPO、民間企業等の多様な主体の連携により提供できる体制づくりに努めます。		
36	障がい福祉サービスの充実	福祉事務所	障がい福祉サービス事業所、種子島地区自立支援協議会、種子島地区基幹相談支援センター
	・障がいのある人が住み慣れた地域で自立した生活を送ることができるよう、ニーズに応じたサービスの提供やコミュニケーション支援の充実、障がいへの理解等を深める取組を進め、地域で障がい者の生活を支える体制づくりに努めます。		



一連No.	項目 取組内容	担当課	協働・連携 (関係団体等)
37	子ども・子育て支援の充実	福祉事務所 健康保険課	市内保育所・認定こども園・幼稚園、 子育て支援センター、母子保健推進員 連絡協議会、保健センター、産科医療 機関
	<p>・すべての子育て家庭に対して、教育・保育の給付（保育所等への入所）や子ども一時預かり事業、ファミリーサポートセンター事業など、それぞれの状況に応じた支援を行うとともに、総合的な子育て環境の向上を実現するため、子育て支援サービスの質と量の充実に努めます。</p> <p>・子ども医療費の助成や子育て応援券の支給、出産・子育て応援給付金の支給により子育てに係る経済的負担の軽減を図ります。</p> <p>・妊娠・出産・育児が安心して行えるよう、また子どもの健やかな成長を見守るため、各種の母子保健サービスを行い、子どもと子育て家庭を支援します。</p>		
38	生活困窮者の自立支援	福祉事務所	くらしサポートセンター
	<p>・経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれがある人などが孤立することがないよう、関係機関等と連携し、自立に向けた支援を行います。</p>		
39	健康づくりの推進	健康保険課	母子保健推進員連絡協議会、食生活改善推進員連絡協議会、保健センター、 校区・自治会
	<p>・市民一人ひとりの健康に対する意識啓発を図り、健康寿命の延伸に向けた主体的な取組の支援を行います。</p> <p>・子どもから高齢者まであらゆる世代の人が心身ともに健康に過ごせるように、地域の関係機関等と連携し、各世代に応じた保健事業の推進を図ります。</p>		
40	高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施	健康保険課 高齢者支援課	地域包括支援センター
	<p>・高齢者の心身の多様な課題に対し、後期高齢者の保健事業と介護予防との一体的な取組を実施することで、フレイル（虚弱）の進行防止、健康寿命の延伸を目指します。</p>		
41	在宅医療・介護連携の推進	高齢者支援課	西之表保健所、中種子町、南種子町、 医療機関、居宅介護支援事業所
	<p>・入退院支援、日常の療養支援、急変時の対応、看取り、認知症の対応力強化、感染症や災害時対応等、地域における在宅医療及び介護の提供に携わる者その他の関係者の連携を推進するための体制の整備を図ります。</p>		

一連No.	項目 取組内容	担当課	協働・連携 (関係団体等)
42	非常時の福祉サービスの 継続提供体制の確保	高齢者支援課 福祉事務所	介護サービス事業所 障がい福祉サービス事業所
	<p>・近年頻発する自然災害の発生時や、感染症等の感染拡大の状況下においても、利用者の安全を確保し継続したサービス提供が必要なことから、災害や感染症の発生を想定し、平時からの備えと緊急時の迅速かつ適切な業務遂行が図られるよう、関係機関が相互に連携・協力できる体制づくりを進めます。</p>		
43	要配慮者利用施設の防災 対策の支援	総務課	福祉施設等
	<p>・津波浸水想定区域や土砂災害区域内など災害のおそれがある要配慮者利用施設において、避難確保計画の作成や避難訓練の実施等、防災対策の支援を行います。</p>		
44	医療・介護・福祉・保育 の専門人材の確保	健康保険課 高齢者支援課 福祉事務所	種子島地区福祉人材確保対策協議会、 医療機関、介護サービス事業所、障がい福祉サービス事業所、幼稚園・保育所等
	<p>・少子高齢化の進展に加え、過疎化に伴う人口減少が進むなか、新たな専門人材を確保するため、移住施策と連携してUターン者など島外からの人材受け入れに努めるとともに、地元の潜在有資格者の活用を図るため、各分野において人材確保対策事業に取り組み、人材確保と雇用定着を図ります。</p>		



\*\*\*\*\*

## 基本施策⑤ 安全で暮らしやすい生活環境の整備

### ◇取組の方向性

高齢者や障がいのある人、子ども、妊婦等の地域で暮らすすべての人が地域社会の中で安全に安心して暮らせるよう、防犯・防災対策のほか、住宅や道路等、生活を取りまく様々な環境整備に努めます。

また、高齢者や障がいのある人など移動に困難を抱える人への支援をはじめ、誰もが使いやすいように公共施設等のバリアフリー化やユニバーサルデザインに配慮した整備に取り組みます。

### ◇主な取組

一連No.	項目 取組内容	担当課	協働・連携 (関係団体等)
45	防災対策の推進	総務課	消防署、消防団等
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 防災関連の計画の策定や見直しを進めるとともに、関係機関と連携し、避難計画や備蓄計画等の具体化を進めていきます。</li> </ul>		
46	世代に応じた交通安全教育の推進と防犯活動の充実	市民生活課	鹿児島県、鹿児島県警察、種子島地区交通安全協会、種子島地区防犯協会、西之表市交通安全市民運動推進協議会、西之表市交通安全協会、西之表市防犯組合
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 関係機関と連携し、子どもや高齢者等、各世代に応じた交通安全教室を実施することにより、交通安全意識や事故予防知識の高揚を図ります。</li> <li>・ また学校や地域等での防犯教室や防犯パトロール等の取組を支援し、自主防犯意識の啓発や防犯意識の高揚に努めるとともに、市民が安心できる環境整備を進めます。</li> </ul>		
47	安心・安全な居住環境の整備	建設課 高齢者支援課 福祉事務所	熊毛支庁地域保健福祉課、介護サービス事業所、障がい福祉サービス事業所
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 市営住宅の計画的な維持管理を行いながら、集約・建替え検討を含む長寿命化対策を進め、市内の住宅ニーズに対応していきます。</li> <li>・ 多様な介護ニーズの受け皿となっている有料老人ホームやサービス付き高齢者向け住宅の入居定員数を把握するとともに、鹿児島県と連携し情報の共有を図ります。</li> <li>・ 障がい者が地域で安心して自立した生活が送れるよう、地域や障がい福祉サービス事業所等と連携し、地域生活支援拠点の面的整備を検討します。</li> </ul>		

一連No.	項目 取組内容	担当課	協働・連携 (関係団体等)
48	道路・公園・公共施設等のバリアフリー化の推進	建設課 財産監理課	鹿児島県、指定管理業務受託者、各公共施設所管課
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・道路や公園施設等の維持管理及び機能向上においてバリアフリー化を積極的に進め、安全性や利便性の確保に努めます。</li> <li>・高齢者や障がい者等の安全確保と利用しやすい環境を整えるために、ユニバーサルデザインに配慮した公共施設等の整備を進めます。</li> </ul>		
49	移動手段の確保・公共交通の利便性向上	高齢者支援課 福祉事務所 企画課	社会福祉協議会
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・多様化する高齢者等のニーズに対応するため、既存の地域公共交通にとらわれない柔軟な移動支援のあり方について検討を行います。</li> <li>・移動制約者（介助無くしては公共交通機関等を利用することが困難なひと）の移動手段の確保のため、営利を目的としないNPO法人等が自家用有償旅客運送の登録を行い、移動制約者の移動手段を確保する取組を支援します。</li> <li>・市民の移動手段を確保するため、地域公共交通の利便性の向上と安定的な運行に努めます。</li> </ul>		
50	まちづくり、産業、環境、教育分野等との連携	福祉事務所	商工会・JA等各産業団体、学校、校区・自治会等
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域住民の多様化するニーズに適切に対応し、地域住民一人ひとりが生きがいを持って暮らせる地域づくりに向けて、就労支援、住宅確保、要配慮者への支援、農福連携の推進など、まちづくり、産業、環境、教育分野等と連携した取組を推進します。</li> </ul>		



## 基本目標 3 人と人、人と支援をつなげる仕組みをつくる

\*\*\*\*\*

### 基本施策⑥ きめ細かくわかりやすい情報提供

#### ◇取組の方向性

多様な福祉サービスや福祉に関連する情報を、市民一人ひとりにわかりやすく提供するため、各種冊子・リーフレットをはじめ、広報紙やホームページ、SNSなどを効果的に活用した情報発信に努めるとともに、高齢者や障がいのある人も必要な情報を取得、利用しやすい環境整備に努めます。

#### ◇主な取組

一連No.	項目 取組内容	担当課	協働・連携 (関係団体等)
51	わかりやすい相談窓口の周知	福祉事務所	地域包括支援センター、保健センター、消費生活センター、くらしサポートセンター、県弁護士会等
	・市で実施する相談会のほか、様々な相談窓口についてわかりやすい情報提供と適切なタイミングでの相談機会の周知に努めます。		
52	福祉サービスの情報発信の充実	福祉事務所	民生委員児童委員協議会 市役所職員
	<p>・福祉サービスが必要となった場合、安心してサービスを受けることができるよう、わかりやすい情報発信に努めます。また、地域で相談を受け止める民生委員や支援者が適切な支援につなぐことができるよう、出前講座や各団体の会議等あらゆる機会を活用し、福祉制度・サービス等の情報提供や研修等の支援を行います。</p> <p>・市役所の各種窓口においても、福祉の支援が必要と思われる人にいち早く気づき、関係部署と連携して適切な支援につなげられるよう、福祉サービス等に関する情報共有と福祉意識の向上を図ります。</p>		
53	情報アクセシビリティの充実	福祉事務所	
	・高齢者や障がいの有無に関わらず、すべての人が必要な情報に容易につながれるように、デジタルツールを活用した情報発信やコミュニケーション支援に取り組みます。		

## 基本施策⑦ 誰でも受け入れる包括的な相談支援

### ◇取組の方向性

一人ひとりが住み慣れた地域で自分らしく暮らせる地域共生社会の実現のためには、様々な課題を抱えながらも相談できずに孤立しているなど、支援が必要な人を早期に把握し、地域や関係機関が連携して、支援へ結びつけていくことが重要です。

介護や障がい、生活困窮など複合的な課題を抱える人や制度の狭間にある人への支援も含め、包括的な相談支援を推進するための体制整備に取り組みます。

また、誰もが気軽に相談できるよう、民生委員等による身近な相談窓口の確保や、相談機会の拡充など、相談しやすい環境づくりに努めます。

### ◇主な取組

一連No.	項目 取組内容	担当課	協働・連携 (関係団体等)
54	相談機会の充実と身近な相談体制の確保	福祉事務所	民生委員児童委員協議会
	<p>・住民や地域で活動する様々な団体等への研修や周知・啓発等を進めることにより、近所づきあいや地域の交流活動、見守り活動等における、身近な地域での「気づき」を促していきます。さらにその「気づき」を適切な支援につなげていくため、アウトリーチによる相談支援に取り組みます。</p>		
55	利用しやすい相談環境の整備	福祉事務所	
	<p>・相談対応に係る専門職の配置やスキルアップを図るとともに、その他の専門機関へのつながりが必要な場合は迅速に行うなど、市民が安心して相談できる体制づくりに努めます。</p> <p>また、相談窓口の開設時間や相談を受ける方法の見直しなど、利用しやすい相談環境整備に向けて検討します。</p>		
56	多機関協働による重層的な支援体制の整備検討	福祉事務所	くらしサポートセンター、地域包括支援センター、子育て支援センター、社会福祉協議会、介護サービス事業所、障がい福祉サービス事業所、医療機関
	<p>・既存の相談支援等の取組を生かしつつ、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な新たな支援体制を構築するために、相談支援、参加支援、地域づくりに向けた支援を一体的に実施する重層的支援体制整備事業について検討を進めます。</p>		

## 基本施策⑧ 多様な主体による連携支援のためのネットワークづくり

### ◇取組の方向性

多様化・複雑化する地域課題に柔軟かつ迅速に対応するためには、庁内の関係部署や地域における多様な主体がそれぞれの強みを生かして連携・協働しながら、横断的に課題に対応する必要があります。

庁内における連携体制を強化し、各事案に応じた支援に努めるとともに、地域課題の解決に向けた多様な主体のネットワークづくりを推進します。

### ◇主な取組

一連No.	項目 取組内容	担当課	協働・連携 (関係団体等)
57	地域包括支援ネットワークの構築	高齢者支援課	居宅介護支援事業所、消防署、警察署、高齢者支援協議会、民生委員児童委員協議会、介護サービス事業所、医療機関、歯科医院、社会福祉協議会
	・高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、地域包括支援センターを地域包括ケア推進の中核機関として位置づけ、多職種協働による地域包括支援ネットワークを構築します。		
58	多様な活動主体の取組支援	地域支援課	
	・市民活動団体や地域、学校、民間事業者、行政など多様な主体が連携・協働して行う地域の課題解決に向けた取組や仕組みづくりの促進を図り、その取組を支援します。		
59	社会福祉法人・民間事業者等との連携	福祉事務所	社会福祉法人、民間事業者、NPO 法人等
	・社会福祉法人は法人の持つ高い公益性を鑑み、地域の福祉ニーズ等を踏まえながら地域における公益的な取組を実施することが求められています。また少子高齢化が進行する中で、公助では対応しきれない様々な福祉サービスが民間事業者において提供されるようになってきています。多様化するニーズに対応していくためにも、社会福祉法人や民間事業者、NPO 法人等と連携を図り、地域のニーズに応じた活動の展開が図られるよう支援していきます。		
60	DV 防止・虐待防止・権利擁護の取組の推進	高齢者支援課 福祉事務所	介護サービス事業所 障がい福祉サービス事業所 民生委員児童委員協議会 警察署、医療機関
	・DV（ドメスティックバイオレンス）や高齢者、障がい者、児童に対する虐待に対し、関係機関等と連携し、相談先のさらなる周知や地域の見守りの強化等による早期発見・早期対応に取り組めます。		

一連No.	項目 取組内容	担当課	協働・連携 (関係団体等)
61 *	成年後見制度の周知と利用促進	福祉事務所 高齢者支援課	地域包括支援センター、社会福祉協議会、民生委員児童委員協議会
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・成年後見制度について、対象者やその家族等に応じた情報提供を行うとともに、広く市民にも制度への理解・定着が図られるよう広報・啓発に取り組みます。</li> <li>・制度の利用が必要と認められる人で、本人や親族等による申し立てができない人や、申立費用等の支払が困難な状況にある人には、制度利用に係る市長申立や費用の助成などの支援を行います。</li> </ul>		
62 *	権利擁護・成年後見支援センターの機能強化	福祉事務所	地域包括支援センター、社会福祉協議会、家庭裁判所、医療・福祉関係団体、弁護士会、司法書士会等
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・成年後見制度による支援を必要とする人がスムーズに制度利用につながるよう、地域の関係機関や専門職等と連携し、チームによる相談支援体制を構築するため、そのコーディネートの役割を担う「権利擁護・成年後見支援センター」の機能強化に努めます。</li> </ul>		

\*No.61、62については、第5章「成年後見制度利用促進計画」にも詳細な取組を記載しています。



# 第5章 成年後見制度の利用促進

## 【成年後見制度利用促進計画】

### (1) 計画の概要

#### ①計画策定の背景と趣旨

成年後見制度とは、認知症や知的障がい、精神障がいなどにより判断能力が不十分になった人の生活や権利を守り、地域で自分らしく安心して暮らせるように支援する制度で、平成11(1999)年の民法改正により、これまでの禁治産制度に変わり新たに創設されたもので平成12(2000)年4月から始まりました。

本人の判断能力が不十分になって保護の必要性が生じた場合に、家庭裁判所に申立てをして、後見人などを選任してもらう「法定後見制度」と、本人がまだ判断能力のあるうちに、あらかじめ任意後見契約を締結し、判断能力が不十分になったときの任意後見人を決めておく「任意後見制度」があります。

今後増加すると思われる認知症高齢者や障がい者を支える家族の高齢化などにより、成年後見制度の需要は一層高まっていくと予想されていますが、十分に利用されていないことから、国は、成年後見制度の利用の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進することを目的として、平成28(2016)年5月に成年後見制度の利用の促進に関する法律(平成28年法律第29号。以下、「利用促進法」という。)を施行し、平成29(2017)年3月に成年後見制度利用促進基本計画を策定しました。さらに、令和4(2022)年3月には第2期基本計画を策定し、一層の利用促進と地域連携ネットワークづくりの推進に取り組むとしています。

こうした国の動向等を踏まえ、本市においても、成年後見制度に対する市民の理解を深め、支援を必要とする人が制度を利用しながら、安心して暮らし続けることができるよう、成年後見制度の利用促進に関する施策を計画的に推進するため、「西之表市成年後見制度利用促進計画」を策定します。

#### ②計画の位置づけと期間

本計画は、利用促進法第14条第1項における市町村計画として位置づけられるものです。

同条文では、「市町村は、成年後見制度利用促進基本計画を勘案して、当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画を定めるよう努める」とされており、本章を同法に基づく計画として位置づけ、関係機関等と連携を図りながら、成年後見制度の利用促進に取り組むこととします。

第1期となる本計画の期間は、地域福祉計画と一体的に取り組むため令和6(2024)年度から令和11(2029)年度までの6年間とします。

## (2) 成年後見制度に関する現状と課題

### ① 認知症高齢者の状況

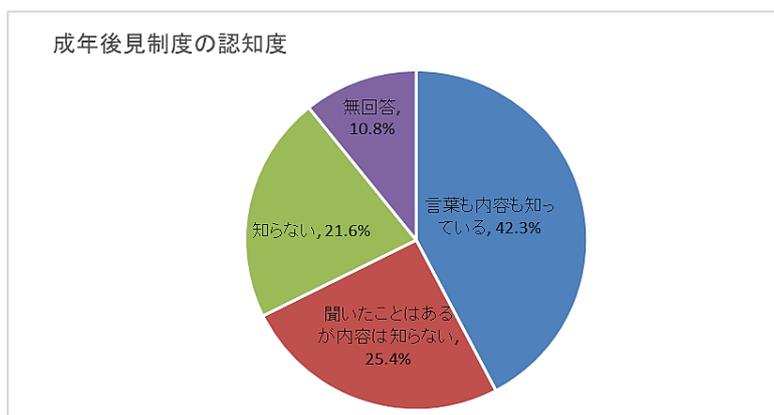
本市で把握している認知症高齢者数は、毎年10月に県が実施する認知症高齢者実態調査の数値で、下表のとおりです。要介護認定を受けた高齢者のうち、日常生活自立度ランクⅡa（軽い方から2番目のランク）以上の集計であり、要介護認定を受けていない潜在的な認知症高齢者も含めるとさらに多いことが予想されます。

区 分	R1(2019)年	R2(2020)年	R3(2021)年	R4(2022)年
認知症高齢者数(A)	727	708	777	798
65歳以上高齢者数(B)	5,643	5,690	5,684	5,649
認知症率(A/B)	12.9%	12.4%	13.7%	14.1%

(資料:高齢者支援課)各年12月末現在

### ② 成年後見制度の認知度及び利用状況

#### ■ 成年後見制度の認知度(市民アンケート)



成年後見制度は、判断能力等の状況に応じて「補助、保佐、後見」の三つの類型がある「法定後見制度」と、本人に十分な判断能力があるうちに、あらかじめ本人自らが選んだ人（任意後見人）に、判断能力が低下した場合に代わってしてもらいたいことを契約（任意後見契約）で定めておく「任意後見制度」がありますが、現在の利用状況は下表のとおりです。類型別に見ると、最も多いのは「後見」で全体の8割以上を占めています。

#### ■ 成年後見制度の利用状況(種子島内)

R4(2022)年度	法定後見			任意後見	計
	後見	保佐	補助		
	19	1	2	0	22

資料：鹿児島家庭裁判所（R4年10月3日現在）

### ③成年後見制度市長申立及び後見人等への報酬助成

市では「西之表市成年後見制度利用支援事業」を実施し、成年後見制度を必要とする人でありながら、諸事情により申立をすることができない場合、市長が後見開始等の審判申立を行うことにより制度利用を支援したり、生活保護を受けている等審判申立費用や後見報酬の支払いが困難な人に対し助成を行うなどしていますが、現状では制度の認知度が低いこともあり、利用は少ない状況です。

なお、直近の5年間では、令和4(2022)年度において市長申立と申立費用の助成が1件ずつありました。

### ④福祉サービス利用支援事業（日常生活自立支援事業）

西之表市社会福祉協議会では、日常生活における金銭管理や福祉サービスの契約等に不安を感じている人に対して、「福祉サービス利用支援事業」を実施しています。

比較的手続きが簡単で、安価な料金で支援サービスの利用が可能のため、成年後見制度を利用する一歩手前の制度として利用されています。契約時点では契約内容の理解ができる人であっても、時間が経過し、契約内容を理解できない状態になっているケースもあり、成年後見制度の利用促進と福祉サービス利用支援事業の適正な運用につなげる必要があります。

#### ■福祉サービス利用支援事業（日常生活自立支援事業）利用者数の推移

区分	R2(2020)年度	R3(2021)年度	R4(2022)年度
新規契約件数	12	10	7
解約件数	5	5	5
年度末契約件数	26	31	33

資料：西之表市社会福祉協議会事業実績報告書（各年度末現在）

### ⑤成年後見制度の利用における課題

認知症や知的障がいその他の精神上の障がいがあることにより財産の管理や日常生活等に困難を抱える人たちを社会全体で支え合うことは、高齢社会における喫緊の課題であり、成年後見制度はこれらの人たちを支える重要な手段であるにも関わらず、周知や利用は十分とはいえない状況です。

また、高齢化や核家族化の進行に伴い、身近に頼れる人がいない高齢者等の増加が見込まれる中において、たとえ判断能力が不十分で、自分の意思による選択や決定が難しい状態になっても、地域社会に参画し、尊厳を持ってその人らしい生活を継続できるよう、成年後見制度の適切な利用を含め、権利擁護の支援体制づくりが求められています。

## (3) 成年後見制度の利用促進に向けた取組

### ①中核機関の体制整備・機能強化

市では、地域連携ネットワークのコーディネートを担う中核的な機関として、令和3(2021)年4月に福祉事務所内に「西之表市権利擁護・成年後見支援センター」を設置しました。

中核機関は、地域連携ネットワークの事務局として、広報機能、相談機能、成年後見制度利用促進機能、後見人支援機能を整備するとされていますが、現状では専任の職員配置もできておらず、十分に機能しているとは言い難い状況です。

今後は、庁内関係部署のほか社会福祉協議会や島内他町と連携し、広域的な体制整備も視野に、中核機関としての機能強化を図っていきます。

#### 地域連携ネットワーク及び中核機関が果たす4つの機能

	機能を果たすために整備を図る主な取組
広報機能	①成年後見制度にかかる講演会、講座等の開催 ②研修会等に講師として相談員を派遣
相談機能	①相談員や専門職による相談支援 ②適切な制度利用に繋げる関係機関へのつなぎ
成年後見制度 利用促進機能	①本人の特性を踏まえた後見人等の選任支援（受任調整） ②市民後見人の育成 ③地域連携ネットワークの「チーム」、「協議会」運営の司令塔
後見人支援機能	後見人支援について、必要に応じて関係機関への連絡・協議

#### ②広報・啓発活動の充実

市民アンケート調査の結果では、成年後見制度の認知度は言葉自体を知っているという人は7割程度、内容まで知っているという人は4割程度となっており、引き続き、制度の周知と正しい理解を図っていく必要があります。

支援を必要とする人の早期発見・早期相談を行うためには、家族や地域住民をはじめ、相談支援事業所や金融機関、市役所の窓口等で、判断能力の低下に伴って発生しやすい様々な課題やリスクを知り、意識する必要があります。

積極的に広報・啓発することにより、日常生活において身近ではなかった成年後見制度を、権利擁護の支援策の一つとして、利用しやすくかつ適切に相談窓口につながる環境を整備します。

#### ③相談支援体制の構築

権利擁護の支援にあたっては、判断能力が不十分な状態においても、まずは本人の意思を尊重したうえで、支援の必要性や適切な支援内容の検討が必要となります。

家族関係や生活歴等、様々な背景を抱えた対象者に適切に対応するためには、法律・福祉・医療等の専門知識やノウハウが必要となるため、本人を日常的に支援する身近な関係者に専門職等を含めたチームによる支援体制の構築を検討します。

#### ④後見人等となる担い手の育成支援

現在、後見人等の多くは、弁護士や司法書士及び社会福祉士等の専門職が受任する割合が多くなっています。

しかしながら、地域の専門職の人数には限りがあり、高齢化等の進展により、成年後見制度の利用を必要とする人の増加が見込まれる一方で、後見人等を担う人の数は十分ではありません。

制度の広報・啓発活動を進めながら、将来的には「市民後見人」や社会福祉法人等の「法人後見」が実施できる団体の育成支援・確保についても取り組んでいきます。

# 第6章 再犯防止の推進

## 【再犯防止推進計画】

### (1) 計画の概要

#### ①計画策定の背景と趣旨

更生保護や再犯防止施策は、これまで国の施策として行われてきていましたが、平成28(2016)年12月に成立、施行された再犯の防止等の推進に関する法律（平成28年法律第104号。以下「再犯防止推進法」という。）においては、再犯の防止等に関する施策を策定し実施する責務が、国だけでなく地方公共団体にもあること（第4条）が明記されるとともに、都道府県及び市町村に対して、国の再犯防止推進計画を勘案し、地方再犯防止推進計画（以下「地方計画」という。）を策定する努力義務（第8条第1項）が課されました。

犯罪や非行をした人の中には、安定した仕事や住居がなかったり、生活困窮により必要な医療・福祉サービスを受けられないなど、社会復帰に向けた支援を十分に受けられずに、地域で孤立し、犯罪を繰り返してしまう人も少なくありません。再犯を防止し、誰もが安心して暮らせるまちづくりを進めるためには、犯罪や非行をした人を孤立させずに、社会復帰を支援していくことが必要です。

国は、再犯防止推進法に基づき、平成29(2017)年12月に再犯防止推進計画を閣議決定し、国・地方公共団体・民間の緊密な連携協力を確保して「誰一人とり残さない」社会の実現を目指して再犯防止施策を総合的に推進していく方針を示しました。

さらに、令和5(2023)年3月には第二次計画を閣議決定し、今後取り組んでいく重点課題として「地域による包摂の推進」が新たに盛り込まれました。

こうした国の動向等を踏まえ、本市においても、国や県、警察等と連携しつつ、保護司会等更生保護関係団体や社会福祉協議会等の地域ネットワークの力を借りながら、犯歴のある人が社会復帰に向けて進んでいくための仕組みづくりの推進と、社会の構成員として受け入れられる市民理解の促進を図るため、「西之表市再犯防止推進計画」を策定します。

#### ②計画の位置づけと期間

本計画は、再犯防止推進法第8条第1項における地方再犯防止推進計画として位置づけられるものです。同条文では、「都道府県及び市町村は、再犯防止推進計画を勘案して、当該都道府県又は市町村における再犯の防止等に関する施策の推進に関する計画を定めるよう努めなければならない。」とされており、本章を同法に基づく計画として位置づけ、関係機関等と連携を図りながら、再犯防止の推進に取り組むこととします。

なお、再犯防止推進計画の対象者は、同法第2条第1項で定める犯罪をした者等（\*注）とします。

第1期となる本計画の期間は、地域福祉計画と一体的に取り組むため令和6(2024)年度から令和11(2029)年度までの6年間とします。

(\*注)犯罪をした者等…犯罪をした者又は非行少年（非行のある少年をいう。）若しくは非行少年であった者をいう。

## (2) 再犯防止に関する現状と課題

### ① 鹿児島県内における刑法犯罪及び再犯者数等の推移

鹿児島県内全体の刑法犯認知件数は減少傾向が続いていましたが、令和4(2022)年において増加に転じています。本市においては減少傾向にあります。

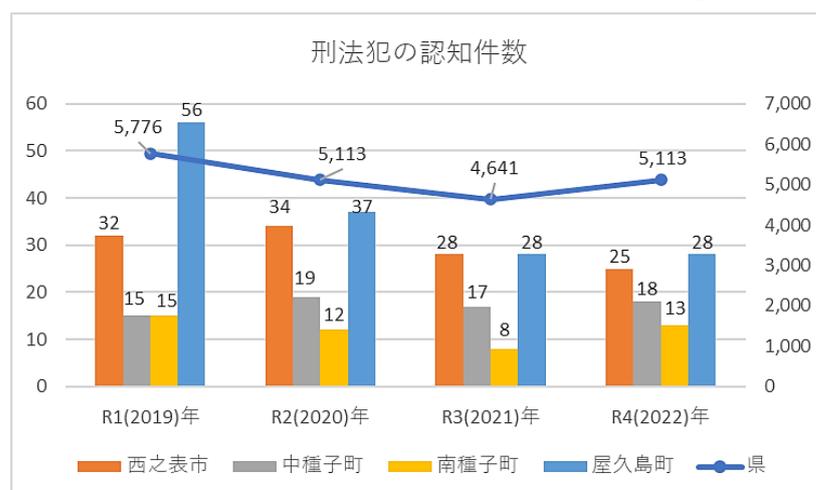
また、再犯者率(\*注)については国平均と同様50%程度で推移しています。

(\*注)「再犯者」は、刑法犯により検挙された者のうち、前に道路交通法違反を除く犯罪により検挙されたことがあり、再び検挙された者をいう。「再犯者率」は、刑法犯検挙人員に占める再犯者の人員の比率をいう。

#### ■ 県内における刑法犯の認知件数 ■

全刑法犯の認知件数(件)	R1(2019)年	R2(2020)年	R3(2021)年	R4(2022)年
県	5,776	5,113	4,641	5,113
西之表市	32	34	28	25
中種子町	15	19	17	18
南種子町	15	12	8	13
屋久島町	56	37	28	28

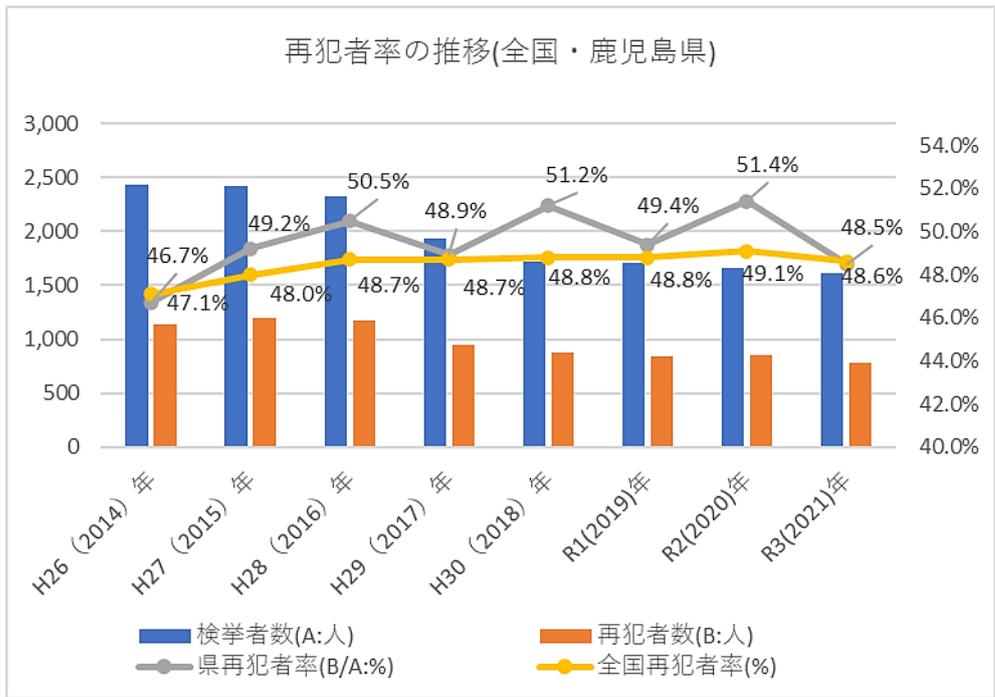
資料:鹿児島県警本部 HP 犯罪統計



#### ■ 再犯者数等の推移 ■

区分	H26年(2014)	H27年(2015)	H28年(2016)	H29年(2017)	H30年(2018)	R1年(2019)	R2年(2020)	R3年(2021)
鹿児島県	検挙者数(A:人)	2,430	2,426	2,330	1,935	1,722	1,712	1,618
	再犯者数(B:人)	1,136	1,194	1,176	947	881	845	784
	再犯者率(B/A:%)	46.7%	49.2%	50.5%	48.9%	51.2%	49.4%	48.5%
全国	再犯者率(%)	47.1%	48.0%	48.7%	48.7%	48.8%	49.1%	48.6%

資料:県青少年男女共同参画課資料(再犯防止推進について)



## ②更生保護の状況

県内の更生保護の状況は下表のとおりです。

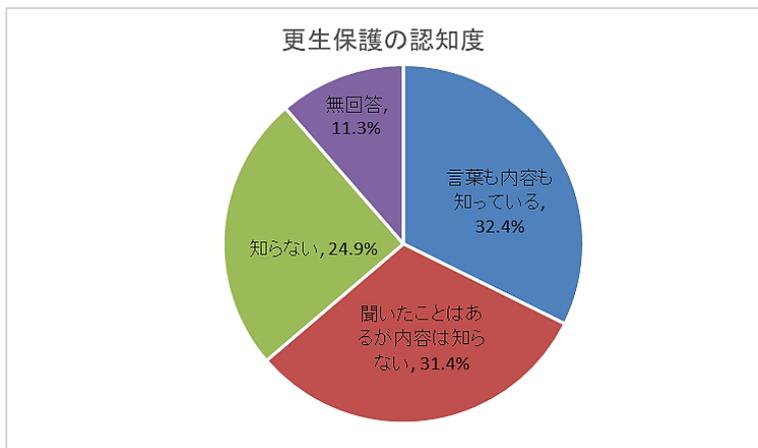
種子島保護区保護司会では、21人の定数に対し、現在20人の保護司が犯罪防止や更生保護活動を展開し、犯罪のない明るい社会づくりに貢献しています。

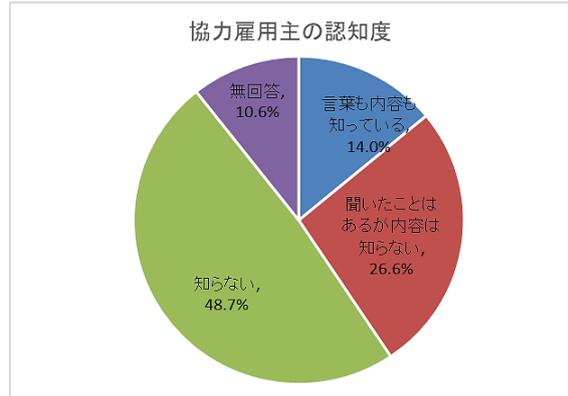
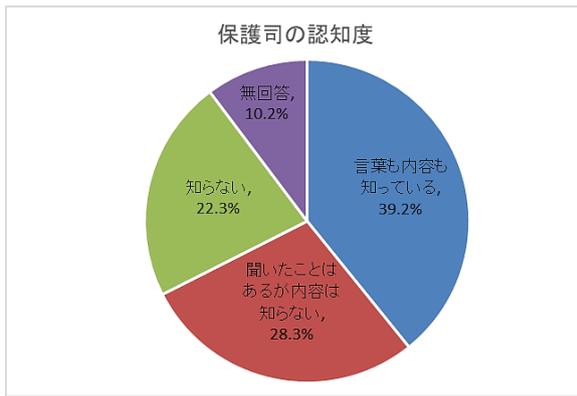
また市民アンケートにおける制度等の認知度については、言葉も内容も知っていると答えた人は3~4割程度にとどまっています。

### ■鹿児島保護観察所管内事件数の状況 (各年12月31日現在)

区分	R3(2021)年	R4(2022)年
保護司数(人)	841	841
保護観察事件数(件)	221	200
生活環境調整事件数(件)	285	264

資料:鹿児島県更生保護協会発行「更生保護かごしま」





### ③再犯防止推進における課題

国及び県の再犯防止推進計画を踏まえ、本市の実情に応じて優先的に取り組むべき課題として、次のとおり整理しました。

- ◆民間協力者の活動の促進と広報・啓発活動の推進
- ◆犯罪や非行の防止と学習支援等の取組
- ◆保健医療・福祉サービスの利用の促進と就労・住居の確保
- ◆国・県・関係機関等との連携

#### 【国】第二次再犯防止推進計画 (令和5年度～令和9年度)

##### 〔7つの重点課題〕

- ①就労・住居の確保等
- ②保健医療・福祉サービスの利用の促進等
- ③学校等と連携した修学支援の実施等
- ④犯罪をした者等の特性に応じた効果的な指導の実施等
- ⑤民間協力者の活動の促進等
- ⑥地域による包摂の推進
- ⑦再犯防止に向けた基盤の整備等

#### 【県】鹿児島県再犯防止推進計画 (令和元年度～令和5年度)

##### 〔5つの基本方針〕

- ①国・民間団体等との連携強化
- ②就労・住居の確保
- ③保健医療・福祉サービスの利用の促進
- ④非行の防止と、矯正施設等と連携した修学支援の実施
- ⑤民間協力者の活動の促進、広報・啓発活動の推進



### (3) 再犯防止推進の取組

#### ①民間協力者の活動の促進と広報・啓発活動の推進

種子島保護区保護司会が行う犯罪予防活動や更生保護事業の普及促進を支援するとともに、「社会を明るくする運動」をはじめとした広報・啓発活動を推進し、立ち直ろうとする人を支え、犯罪や非行をする人を生み出さない地域社会づくりに向けた市民意識の醸成を図ります。

また、罪を犯した人の更生を助ける保護司の活動が効果的に行えるよう、活動拠点となる更生保護サポートセンターなど活動環境の整備支援に努めるとともに、保護司の安定的確保を目指し、人材情報の収集や保護司活動の周知・広報に努めます。

#### ②犯罪や非行の防止と学習支援等の取組

犯罪や非行を防ぐためには、学校生活や地域活動等のなかで規範意識の向上を図るとともに、家庭内で抱える生活課題等を早期に解決するための支援が必要です。

学校や地域、警察等を含め、関係機関や団体等と連携して、児童生徒の見守りや犯罪・非行の未然防止のための啓発活動に取り組むとともに、児童生徒の状況によっては必要な学習支援等が提供できるような仕組みづくりを検討します。

#### ③保健医療・福祉サービスの利用の促進と就労・住居の確保

犯罪や非行をした人が立ち直り、地域に定着していくためには、社会的な支援が不可欠です。特に障がい等を要因として犯罪に至ってしまった人には、保健医療や福祉サービス等の必要な支援を受けることができるよう、医療機関や福祉サービス事業所等と連携し、相談支援体制の充実を図ります。

また犯罪や非行から立ち直ろうとする人を雇用し、更生を支える協力雇用主制度の周知を図るなど、ハローワーク等関係機関と連携して就労支援に努めるとともに、住居確保に関する支援制度等の情報提供に努めます。

#### ④国・県・関係機関等との連携

犯罪や非行から立ち直ろうとする人に対する社会復帰支援等の再犯防止の取組については、行政だけでなく、地域社会全体での取組が必要であることから、国や県のほか、保護司会等の関係団体、民生委員児童委員協議会、市内事業所、校区・自治会等と連携し、地域定着を支援する取組を推進していきます。



# 第7章 計画の推進体制

## (1) 関係機関との連携

本計画は、庁内の関係部署と庁外の様々な機関が随時情報共有を図りながら、連携・協働して取組を進めることとします。

## (2) PDCAサイクルに基づく進行管理

本計画を着実に推進していくため、本市において既に導入している行政評価制度のPDCAサイクルに基づき、進行管理を行います。

取組の評価にあたっては、長期振興計画や関連する個別計画等による目標指標を活用して進捗状況を把握し、取組の改善や成果の向上につなげていきます。

また、取組を進める中で新たに生じた課題や、国の施策動向により新たに取り組む施策の検討が必要となった場合は、西之表市地域福祉計画策定懇話会の意見も聞きながら計画の見直しを含め、適切に対応していきます。





## 資料編

- (1) 地域福祉計画策定の経過
- (2) 地域福祉計画策定懇話会及び策定検討部会設置要綱
- (3) 用語解説



## (1) 地域福祉計画策定の経過

日程	区分	会議等	内容
R4.12.21	庁内	計画策定専門調査会 (関係課実務担当者)	・地域福祉計画策定方針(案)について協議
R4.12.26	庁内	第1回計画策定検討部会 (関係課長)	・地域福祉に関する本市の現状 ・地域福祉計画策定方針(案)について協議、承認
R5.1.10 R5.1.18	庁内	政策調整会議(市民福祉部会)・経営会議	・地域福祉計画策定方針の報告、承認
R5.3.1	庁外	第1回計画策定懇話会 (関係団体等代表)	・委員委嘱 ・地域福祉に関連する本市の現状 ・地域福祉計画策定方針の報告
R5.3月~5月		地域福祉推進に向けたアンケート調査	・地域福祉に関する意識調査(課題や優先すべき取組等について) ①市民対象②民生委員・児童委員対象③相談支援機関対象
R5.7.14	庁内	計画策定専門調査会 (関係課実務担当者)	・アンケート結果報告 ・計画の全体構成 ・施策の体系協議
R5.7.27	庁内	第2回(R5年度第1回)計画策定検討部会 (関係課長)	・アンケート結果報告 ・計画の全体構成 ・基本理念と施策の展開協議 ・一体的に策定する関連計画(成年後見、再犯防止)の内容協議
R5.8.4	庁外	第2回(R5年度第1回)計画策定懇話会 (関係団体等代表)	・同上
R5.8.24	庁内	第3回(R5年度第2回)計画策定検討部会	・計画素案の協議 (前回会議での意見を踏まえた見直し点など)
R5.8.30	庁外	第3回(R5年度第2回)計画策定懇話会	・同上
R5.9.12	庁内	政策調整会議(市民福祉部会)	・パブリックコメント前の計画素案の審議、承認
R5.9.26	議会	市議会全員協議会への説明	・計画案中間報告
R5.9.29	庁内	経営会議	・パブリックコメント前の計画素案の審議、承認
R5.10.2 ~10.31	市民意見募集	パブリックコメント (意見提出0件)	・計画案全体をホームページに掲載、福祉事務所に計画案配置
R5.11.13	庁内 庁外	計画策定検討部会 計画策定懇話会	・パブリックコメント実施結果の報告(書面報告)
R5.11.9 R5.11.13	庁内	政策調整会議(市民福祉部会)・経営会議	・計画の最終決定

## (2) 地域福祉計画策定懇話会及び策定検討部会設置要綱

西之表市地域福祉計画策定懇話会設置要綱

令和2年4月3日告示第46号

改正

令和4年12月14日告示第216号

令和5年2月9日告示第19号

(設置)

第1条 社会福祉法(昭和26年法律第45号)第107条に規定する地域福祉計画(以下「計画」という。)を策定するにあたり、広く関係者等からの意見を聴くため、西之表市地域福祉計画策定懇話会(以下「懇話会」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条 懇話会は、次に掲げる事項について審議し、必要に応じて市長に提言を行うものとする。

- (1) 地域福祉計画に関すること。
- (2) その他地域福祉の推進に必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 懇話会は、次に掲げる者をもって組織する。

- (1) 学識経験者
- (2) 社会福祉関係者
- (3) 地域関係者
- (4) 教育関係者
- (5) 医療関係者
- (6) 関係行政機関の代表者
- (7) その他市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、計画の策定に係る期間とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(運営)

第5条 懇話会に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、懇話会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 懇話会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集し、会議の議長となる。

2 懇話会は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。

(専門部会)

第7条 会長は、特定の事項を審議する必要があると認めるときは、懇話会に専門部会を置くことができる。

2 専門部会は、会長が指名する委員をもって構成する。

(庶務)

第8条 懇話会及び専門部会の庶務は、福祉事務所において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、懇話会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年4月3日から施行する。

附 則(令和4年12月14日告示第216号)

この要綱は、令和4年12月14日から施行する。

附 則(令和5年2月9日告示第19号)

この要綱は、令和5年2月9日から施行する。

○西之表市地域福祉計画策定検討部会設置要綱

令和3年3月16日告示第28号  
改正  
令和4年12月14日告示第217号  
令和5年2月9日告示第20号

(設置)

第1条 社会福祉法(昭和26年法律第45号)第107条に規定する地域福祉計画(以下「計画」という。)を策定するに当たり、基本となるべき事項について検討するため、西之表市地域福祉計画策定検討部会(以下「部会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 部会は、次に掲げる事項について、審議するものとする。

(1) 計画の策定及び見直し(以下「計画の策定」という。)に関すること。

(2) 計画の進捗状況の確認及び推進のための方策の検討に関すること。

2 部会は、前項の審議に当たっては、関係各課等間の連絡調整を緊密にしなければならない。

(組織等)

第3条 部会は、別表第1に掲げる者をもって充てる。

2 部会の委員(以下「部員」という。)の任期は、計画の策定に係る期間とする。ただし、再任を妨げない。

3 補欠の部員の任期は、前任者の残任期間とする。

(運営)

第4条 部会に部会長及び副部会長を置き、部会長は副市長をもって充て、副部会長は福祉事務所長をもって充てる。

(部会長等の職務)

第5条 部会長は、会務を総理し、部会の会議(以下「会議」という。)の議長となる。

2 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故あるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 会議は、部会長が招集する。

2 部会長が必要と認めるときは、部員以外の者を出席させて意見を聴くことができる。

(専門調査会)

第7条 計画との整合性を専門的に調査研究するため、部会に専門調査会を置く。

2 専門調査会は、前項の調査研究の結果を部会に報告する。

3 専門調査会の会員(以下「会員」という。)は、別表第2に掲げる課等に所属する職員のうち、計画に特に関係する者をもって充てる。

4 専門調査会は、必要があると認めるときは、専門調査会の会議に会員以外の出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第8条 部会及び専門調査会の庶務は、福祉事務所において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、部会の運営に関し必要な事項は、部会長が部会に諮って定める。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則(令和4年12月14日告示第217号)

この要綱は、令和4年12月14日から施行する。

附 則(令和5年2月9日告示第20号)

この要綱は、令和5年2月9日から施行する。

別表第1（第3条関係）

副市長 総務課長 企画課長 市民生活課長 地域支援課長 健康保険課長 高齢者支援課長 建設課長 学校教育課長 社会教育課長 福祉事務所長
---

別表第2（第6条関係）

総務課 企画課 市民生活課 地域支援課 健康保険課 高齢者支援課 建設課 学校教育課 社会教育課 福祉事務所
---

### (3) 用語解説

#### 【あ行】

##### ■アウトリーチ

アウトリーチは直訳すると「外に手を伸ばす」ことを意味する。福祉分野では、支援が必要であるにも関わらず届いていない人に対し、行政や支援機関などが積極的に働きかけて情報・支援を届ける取組。

##### ■インクルーシブ

「包摂(ほうせつ)的な」「包括的な」「すべてを包み込む」を意味する言葉。障がいの有無や国籍、年齢、性別などに関係なく、違いを認め合い、共生していくことを目指す社会をインクルーシブ社会という。名詞形でインクルージョンと表記される場合もある。

##### ■SNS (エスエヌエス)

「Social Networking Service」の略。インターネット上で、個人同士が繋がれるような場所を提供しているサービスの総称。

##### ■SDGs (エスディーゼズ)

「Sustainable Development Goals」の略。日本語では「持続可能な開発目標」と呼ばれ、2015年(平成27年)9月の国連サミットで採択された、2030年(令和12年)までに持続可能でよりよい世界を目指すための国際的な目標。

##### ■NPO (エヌピーオー)

「Non Profit Organization」の略。日本語では「非営利団体」と呼ばれ、利益を得ることを目的とせず、主に福祉、教育、環境などの分野で社会貢献活動を行う民間組織。

##### ■L.G.B.T (エルジーピーティー)

Lesbian(レズビアン、女性同性愛者)、Gay(ゲイ、男性同性愛者)、Bisexual(バイセクシュアル、両性愛者)、Transgender(トランスジェンダー、性自認が出生時に割り当てられた性別とは異なる人)の頭文字をとった言葉で、性的マイノリティ(性的少数者)を表す総称のひとつとして使われる。

このほか、Queer(クイア、性的少数者を包括する言葉)やQuestioning(クエスチョニング、自身の性自認や性的指向が定まっていない状態にある人やあえて決めない人)加えて「LGBTQ」ということもある。

##### ■親亡き後問題

障がいを持つ子の介護等を親が行っている場合において、親が亡くなった後に子の面倒をみってくれる人がいなくなり、生活に問題が生じることが懸念される問題。

#### 【か行】

##### ■基幹相談支援センター

地域の障がい福祉に関する相談・支援の中核的役割を担う機関。障がいのある人やその家族のための総合相談窓口として、地域のなかで自立した生活を送れるように必要な援助や情報提供を行う。

## ■協力雇用主

犯罪や非行をした人の自立や社会復帰に協力することを目的に、犯罪や非行をした人を雇用し、又は雇用しようとする事業主。

## ■ゲートキーパー

内閣府が主導する自殺防止活動の一つ。職場・学校や家庭などで自殺の兆候がみられる人に対し、声をかけて話を聞いたり、専門家を紹介したりして悩みを軽減してもらおうというもの。また、その役割を担う人。

## ■権利擁護

自己の権利を表明することが困難な寝たきりの高齢者や、認知症の高齢者、障がい者の権利を擁護したり、ニーズ表明を支援し代弁したりすること。

## ■更生保護

犯罪や非行をした人に対し、社会の中で立ち直りに向けた指導や支援を行うことにより、再犯を防ぎ、社会復帰と自立を助ける活動。

## ■個別避難計画

災害時に特に支援が必要な人で、平常時から避難支援等関係者へ名簿情報を提供することに同意した人について、災害時に迅速かつ適切な避難支援ができるように作成する計画。

## 【さ行】

## ■支え合いマップ

地域の「気になる人（支援が必要と考えられる人）」とその人への住民の関わりをマップ（住宅地図）に落とし込み、支え合い活動の実施状況や支援の欠けている状況を把握し、その地域の課題を抽出するもの。地域住民同士が情報を把握・共有して、課題解決に向けて話し合う取組。

## ■事業継続計画（BCP）

「Business Continuity Plan」の略。自然災害や火災、新型コロナウイルス感染症などの緊急事態の発生時において、損害を最小限に抑えつつ、事業の継続や早期復旧を可能とするため、平常時に行うべき活動や緊急時における事業継続のための方法や手法などについて定めた計画。

## ■市民後見人

一般市民による成年後見人。認知症や知的・精神障がいなどで判断能力が不十分な人に対し、親族や専門職以外の同じ地域に住む市民が、家庭裁判所から選任され、本人に代わって財産の管理や介護契約などの法律行為を行う。

## ■社会的孤立

家族や地域社会との関係が希薄で、他者との接触がほとんどない状態。

## ■社会を明るくする運動

すべての国民が、犯罪や非行の防止と犯罪や非行をした人たちの更生について理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪や非行のない安全で安心な明るい地域社会を築くための全国的な運動。

## ■情報アクセシビリティ

高齢者や障がい者なども含めたあらゆる人が、どのような環境においても柔軟に情報サービスを利用できること。「アクセシビリティ」とはアクセスのしやすさのこと。

## ■自立支援協議会

障がい者福祉に関する関係機関・団体、障がい者等で構成し、地域の課題を共有し、課題解決に向けた取組について協議する場。

## ■人権擁護委員

人権擁護委員法に基づいて法務大臣が委嘱した民間のボランティアで、人権相談を受けたり人権の考えを広めたりする活動を行う。

## ■スクールカウンセラー

学校におけるカウンセリング機能の充実を図るため配置され、児童生徒からの相談のほか、保護者や教職員からの相談、教職員等への研修、事件・事故等の緊急対応における被害児童生徒の心のケアなどを行う。

## ■スクールソーシャルワーカー（SSW）

いじめや不登校、虐待、貧困など、学校や日常生活における問題を抱えた児童生徒に対し、その児童生徒が置かれた家庭や友人関係、地域などの環境へ働きかけたり、関係機関等とのネットワークを活用したりするなどの様々な方法により、課題解決に向けた支援を行う専門職。SSWは「School Social Worker」の略。

## ■生活困窮者自立支援制度

経済的に困窮し生活保護に至る可能性のある人を対象に、都道府県や市区町村が、自立に関する相談、一定期間の家賃相当額の支給、就労に向けた基礎能力養成や訓練、家計相談などの包括的な支援を行う制度。2015（平成27）年から実施されている。

## ■生活支援コーディネーター

高齢者の生活支援・介護予防サービスの体制整備を推進していくことを目的とし、地域において、生活支援・介護予防サービスの提供体制の構築に向けたコーディネート機能（主に資源開発やネットワーク構築の機能）を果たす者をいう。

## ■制度の狭間

制度で拾いきれないニーズ、問題を抱えながら公的なサービスの給付要件に該当しないケース、公的な福祉サービスがあっても活用できない状況にあるケース等、公的なサービスだけでは対応できない状況のこと。「制度の隙間」「制度の谷間」ともいわれる。

## ■成年後見制度

認知症、知的・精神障がい等により判断能力が不十分な人の権利を保護するため、家庭裁判所が選任した成年後見人等が、本人に代わり財産の管理や生活上必要な契約等の手続きを行うほか、同意なく結んだ不利益な契約を取り消すなどの保護や支援を行う制度。

判断能力の程度に応じて、「後見」「保佐」「補助」という3類型がある。

## ■生理的貧困

経済的な理由などから、生理用品を入手することが困難な状態にあることをいう。

【た行】

## ■ダブルケア

狭義では、育児と介護を同時期に担うことで、育児と介護の両方の責任や負担が重なること、またそうした状態にあることをさす言葉。広義では、家族や親族をはじめとする親密な関係における複数のケア責任や負担が重なること、またそうした状態をさす。

## ■地域共生社会

制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」、「受け手」という関係を超越して、地域住民や地域の多様な主体が「我が事」として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超越して「丸ごと」つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会。

## ■地域ケア会議

高齢者個人に対する支援の充実と、それを支える社会基盤の整備とを同時に進めていく、地域包括ケアシステムの実現に向けた手法。

## ■地域包括ケアシステム

高齢者が重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される体制をいう。

## ■地域包括支援センター

保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員（主任ケアマネジャー）などの専門職を置き、介護予防ケアマネジメント、総合相談・支援、権利擁護事業、包括的・ケアマネジメント等を業務として介護保険法に規定された機関。高齢者が住み慣れた地域で安心して生活を続けられるよう、介護をはじめ、福祉、医療など様々な面から総合的な支援を行う地域の拠点。

## ■地域連携ネットワーク（成年後見制度）

各地域において、現に権利擁護支援を必要としている人も含めた地域に暮らすすべての人が、尊厳ある本人らしい生活を継続し、地域社会に参加できるようにするため、地域や福祉、行政などに司法を加えた多様な分野・主体が連携する仕組み。

## ■DV（ディーブイ）

「Domestic Violence（ドメスティックバイオレンス）」の略。配偶者や恋人など親密な関係にある、又はあった者から振るわれる暴力のこと。身体的暴力だけでなく、精神的暴力（大声で怒鳴る、無視するなど）、経済的暴力（生活費を渡さないなど）、性的暴力（性的行為を強要する、避妊に協力しないなど）など多岐にわたる。

また、子どもの目の前で配偶者や家族に対して暴力をふるうことを「面前DV」といい、児童虐待防止法において、心理的虐待のひとつと認定されている。

【な行】

## ■認知症サポーター

認知症について正しく理解し、偏見を持たず、認知症の人や家族を温かい目で見守る応援者。自分のできる範囲でサポーターとして活動し、認知症サポーター養成講座で得た知識を生かし、近所で気になることがあればさりげなく見守る、まちなかで困っている人がいたら手助けする等の活動を行う。

## ■ノーマライゼーション

障がいの有無や年齢に関係なく、誰もが住み慣れた地域で、その人らしい生活や権利が当たり前前に保障される環境を整備すること。またそうした社会をつくっていかうとする考え方。

### ■8050 問題

ひきこもりの長期化、高齢化から引き起こされる社会問題。主に 50 代前後のひきこもりの子どもを 80 代前後の親が養っている状態を指し、経済難からくる生活の困窮や当事者の社会的孤立、病気や介護といった問題によって親子共倒れになるリスクが指摘されている。

### ■パブリックコメント（意見公募）

国や地方公共団体等が計画等を策定する際に、その案を広く公表し、住民等から意見や情報を募集する手続き。

### ■バリアフリー

高齢者や障がい者が社会生活を送るうえで、障壁（バリア）となるものを取り除く（フリー）こと。当初は、道路や建物の段差や仕切りをなくすことをいったが、現在では、社会制度、人々の意識、情報の提供などに生じる様々な障壁をふくめて、それらを取り除くことをいう。

### ■伴走型支援

深刻化する「社会的孤立」に対応するため「つながり続けること」を目的とする支援。問題を抱える個人やその家族に対し、伴走し寄り添いながら継続的に関わること。

### ■ひきこもり

様々な要因の結果として社会的参加（就学、就労、家庭外での交遊など）を回避し、原則的には 6 か月以上にわたって概ね家庭にとどまり続けている状態。

### ■PDCA サイクル(ピーディーシーエーサイクル)

「Plan（計画）」、「Do（実行）」、「Check（評価）」、「Action（改善）」の 4 段階を繰り返して業務を継続的に改善する方法。

### ■避難行動要支援者

高齢者、障がい者その他の特に配慮を要する人のうち、災害が発生し、又は災害が発生する恐れがある場合に自ら避難することが困難な人であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する人。

### ■フレイル

高齢者の健康状態と要介護状態の間にある「虚弱状態」のこと。身体機能の低下、口腔機能の低下、認知・心理障がい、社会的孤立といった様々な要素を含む多面的な概念であり、この状態が長く続くと、要介護や寝たきりのリスクが高まる。

### ■法人後見

社会福祉法人や社団法人、NPO 法人等の法人が成年後見人に就任すること。親族等が個人で成年後見人に就任した場合と同様に、判断能力が不十分な人の保護・支援を行う。

### ■保護司

法務大臣から委嘱を受けて、社会奉仕の精神をもって、罪を犯した人の立ち直りや社会復帰を手助けするとともに、犯罪の予防に努めるための社会活動を行う民間のボランティア。

### ■母子保健推進員

地域において、妊婦や乳幼児のいる家庭と行政の橋渡し役として、母子に関する様々な情報提供、育児に関する相談、健診の受診勧奨など、子育てのサポートを行う人。

## 【ま行】

### ■民生委員・児童委員

民生委員は厚生労働大臣から委嘱を受けて、それぞれの地域において、常に住民の立場に立って相談に応じ、必要な援助を行う人。子どもたちの見守りや子育て相談・支援等を行う児童委員を兼ねている。

## 【や行】

### ■ヤングケアラー

本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っている子ども。

### ■ユニバーサルデザイン

身の回りの品物から住宅、建物、都市空間のデザインまで、高齢であることや障がいの有無などにかかわらず、すべての人が使いやすいようにつくられた汎用性のある商品、環境、情報の構築を目指したもの。

### ■要介護（要支援）認定者

介護保険制度で、被保険者が介護を必要とする状態であることを保険者が認定するもの。寝たきりや認知症等で常時介護を必要とする状態（要介護）と、家事や身支度等の日常生活に支援が必要になった状態（要支援）がある。

### ■要保護児童

「保護者がいない」「虐待を受けているなど保護者の下で生活することが適切ではない」「障がいを持っている」「不良行為をする、又はする恐れがある」などの理由により、公的な支援を必要とする児童。

## 【ら行】

### ■ライフステージ

人間の一生を、出生、入学・卒業・就職、結婚・出産・子育て、退職といった節目となる出来事によって区切った場合のそれぞれの段階。

### ■療育

障がいのある子どもたちが、社会的に自立できるようにするために行う治療・教育。子どもたちが抱える、困っている特性をできる限り改善し、生かせる長所は伸ばしていく理解・支援。もとは肢体が不自由な子どもを対象としたものであったが、今は、発達障がいなどその他の障がいに関しても支援が行われる。





**第 1 期西之表市地域福祉計画  
第 1 期西之表市成年後見制度利用促進計画  
第 1 期西之表市再犯防止推進計画**

令和 5 年 12 月

**鹿児島県 西之表市**

〒891-3193 西之表市西之表 7612

電話 0997-22-1111 FAX 0997-22-0295